

2014年2月

発行登録追補書類に記載の事項

ウエストパック・バンキング・コーポレーション 2019年2月20日満期 米ドル建社債
 ウエストパック・バンキング・コーポレーション 2019年2月20日満期 豪ドル建社債

本書及び本社債に関する2014年1月付発行登録目論見書をもって本社債の発行登録追補目論見書としますので、両方の内容を合わせてご覧下さい。ただし、本書では平成26年2月12日付発行登録追補書類のうち、同発行登録目論見書に既に記載されたものについては一部を省略しています。また、発行会社は、2014年2月3日付で「ウエストパック・バンキング・コーポレーション 2019年2月26日満期 米ドル建社債」の売出しについて、訂正発行登録書を関東財務局長に提出しております。当該社債の売出しに係る発行登録追補目論見書は、この発行登録追補目論見書とは別に作成及び交付されますので、当該社債の内容はこの発行登録追補目論見書には記載されていません。

【発行登録追補書類番号】 25-外2-4

【提出日】 平成26年2月12日

【今回の売出金額】 ウエストパック・バンキング・コーポレーション 2019年2月20日満期
 米ドル建社債
 51,600,000米ドル（円貨相当額52億8,796万8千円）

ウエストパック・バンキング・コーポレーション 2019年2月20日満期
 豪ドル建社債
 53,600,000豪ドル（円貨相当額49億1,726万4千円）

（株式会社三菱東京UFJ銀行が発表した2014年2月10日現在の東京外国為替市場における対顧客電信直物売買相場の仲値1米ドル=102.48円及び1豪ドル=91.74円の換算レートで換算している。）

【これまでの売出実績】

| 番号 | 提出年月日 | 売出金額 | 減額による 訂正年月日 | 減額金額 |
|---------|------------|---|----------------|--------|
| 25-外2-1 | 平成25年3月4日 | 75,500,000豪ドル (74億8,809万円) (注1) | | 該当事項なし |
| 25-外2-2 | 平成25年8月21日 | 112,000,000豪ドル (98億2,016万円) 21,200,000米ドル (20億7,484万4千円) (注2) | | 該当事項なし |
| 25-外2-3 | 平成25年9月6日 | 79,300,000豪ドル (73億590万9千円) 54,600,000米ドル (53億6,718万円) (注3) | | 該当事項なし |
| 実績合計額 | | 320億5,618万3千円 | 減額総額 | 0円 |

(注1) 株式会社三菱東京UFJ銀行が発表した2013年3月22日現在の東京外国為替市場における対顧客電信直物売買相場の仲値1豪ドル=99.18円の換算レートで換算された金額である。

(注2) 株式会社三菱東京UFJ銀行が発表した2013年8月29日現在の東京外国為替市場における対顧客電信直物売買相場の仲値1豪ドル=87.68円及び1米ドル=97.87円の換算レートで換算された金額である。

(注3) 株式会社三菱東京UFJ銀行が発表した2013年9月26日現在の東京外国為替市場における対顧客電信直物売買相場の仲値1豪ドル=92.13円及び1米ドル=98.30円の換算レートで換算された金額である。

【残額】 (発行予定額-実績合計額-減額総額) 7,179億4,381万7千円

第一部【証券情報】

＜ウエストパック・バンキング・コーポレーション 2019年2月20日満期 米ドル建社債及びウエストパック・バンキング・コーポレーション 2019年2月20日満期 豪ドル建社債に関する情報＞

第2【売出要項】

1【売出有価証券】

【売出社債（短期社債を除く。）】

米ドル建社債

| 銘 柄 | 売出券面額の総額 又は売出振替社債の総額 | 売出価額の総額 | 売出しに係る社債の所有者の 住所及び氏名又は名称 | |
|---|-------------------------|---------------|---|------------|
| ウエストパック・バンキング・ コーポレーション 2019年2月20日満期 米ドル建社債(以下「本社債」 ということがある。)(注) | 51,600,000米ドル | 51,600,000米ドル | 東京都千代田区丸の内二丁目5番2号 三菱UFJモルガン・スタンレー証券 株式会社(以下「売出人」という。) | |
| 記名・無記名の別 | 各社債の金額 | 利率 | 利払日 | 償還期限 |
| 無記名式 | 1,000米ドル | 年1.85% | 2月20日及び 8月20日 | 2019年2月20日 |

豪ドル建社債

| 銘 柄 | 売出券面額の総額 又は売出振替社債の総額 | 売出価額の総額 | 売出しに係る社債の所有者の 住所及び氏名又は名称 | |
|---|-------------------------|---------------|---|------------|
| ウエストパック・バンキング・ コーポレーション 2019年2月20日満期 豪ドル建社債(以下「本社債」 ということがある。)(注) | 53,600,000豪ドル | 53,600,000豪ドル | 東京都千代田区丸の内二丁目5番2号 三菱UFJモルガン・スタンレー証券 株式会社(以下「売出人」という。) | |
| 記名・無記名の別 | 各社債の金額 | 利率 | 利払日 | 償還期限 |
| 無記名式 | 1,000豪ドル | 年4.14% | 2月20日及び 8月20日 | 2019年2月20日 |

(注) 本社債は、ウェストパック・バンキング・コーポレーション（以下「発行会社」という。）の2013年11月15日付70,000,000,000米ドル社債発行プログラム（その後の補足書を含む。）（以下「社債発行プログラム」という。）に基づき、2014年2月24日（ロンドン時間）（以下「発行日」という。）（下記「2 売出しの条件－摘要(1)」を参照）にユーロ市場で発行会社により発行され、三菱UFJセキュリティーズインターナショナル・ピーエルシーによりユーロ市場で引受けられる。本社債はいずれの証券取引所にも上場される予定はない。

（後 略）

2【売出しの条件】

本社債の概要

1. 利息

米ドル建社債

(a) 各本社債の利息は、「1 売出有価証券－売出社債（短期社債を除く。）－米ドル建社債－利率」の記載に従い、本社債の額面金額に対して年1.85%の固定利率で発行日である2014年2月24日（当日を含む。）からこれを付し、下記に記載の調整に従い、2014年8月20日及びそれ以降毎年2月20日及び8月20日（以下それぞれ「利払日」という。）に、後払いされる。各利払日に支払われる利息は、前利払日（初回の利払日の場合は発行日）（当日を含む。）から当該利払日（当日を含まない。）までの期間に関して、額面金額1,000米ドルの各本社債につき9.25米ドルである。ただし、初回の利払は、2014年8月20日に、2014年2月24日（当日を含む。）から2014年8月20日（当日を含まない。）までの期間について行われ、額面金額1,000米ドルの各本債券につき9.04米ドルが支払われる。

（中 略）

豪ドル建社債

(a) 各本社債の利息は、「1 売出有価証券－売出社債（短期社債を除く。）－豪ドル建社債－利率」の記載に従い、本社債の額面金額に対して年4.14%の固定利率で発行日である2014年2月24日（当日を含む。）からこれを付し、下記に記載の調整に従い、2014年8月20日及びそれ以降毎年2月20日及び8月20日（以下それぞれ「利払日」という。）に、後払いされる。各利払日に支払われる利息は、前利払日（初回の利払日の場合は発行日）（当日を含む。）から当該利払日（当日を含まない。）までの期間に関して、額面金額1,000豪ドルの各本社債につき20.70豪ドルである。ただし、初回の利払は、2014年8月20日に、2014年2月24日（当日を含む。）から2014年8月20日（当日を含まない。）までの期間について行われ、額面金額1,000豪ドルの各本債券につき20.24豪ドルが支払われる。

（後 略）

第3【第三者割当の場合の特記事項】

該当事項なし。

第二部【公開買付けに関する情報】

該当事項なし。

第三部【参照情報】

第1【参照書類】

発行登録書（訂正を含む。）に記載のとおり。

第2【参照書類の補完情報】

上記に掲げた参照書類としての有価証券報告書の「事業等のリスク」に記載された事項について、当該有価証券報告書の提出日以後、本発行登録追補書類提出日までの間において重大な変更その他の事由はない。

また、当該有価証券報告書には将来に関する事項が記載されているが、本発行登録追補書類提出日現在、当該事項に係る発行会社の判断に変更はない。

以上

2014年1月

発行登録目論見書



ウエストパック・バンキング・コーポレーション
(ABN 33 007 457 141)

ウエストパック・バンキング・コーポレーション
2019年2月20日満期 米ドル建社債

ウエストパック・バンキング・コーポレーション
2019年2月20日満期 豪ドル建社債

－ 売 出 人 －

三菱UFJモルガン・スタンレー証券株式会社

1. この発行登録目論見書が対象とする社債7,500億円の発行登録については、発行会社は金融商品取引法第23条の3第1項の規定により、発行登録書を平成25年2月6日に関東財務局長に提出し、平成25年2月14日にその効力が生じています。また、金融商品取引法第23条の4の規定により、ウエストパック・バンキング・コーポレーション 2019年2月20日満期 米ドル建社債及びウエストパック・バンキング・コーポレーション 2019年2月20日満期 豪ドル建社債（以下「本社債」と総称します。）の売出しに関する訂正発行登録書を平成26年1月21日に関東財務局長に提出しています。同法第23条の5第2項の規定に基づくこの訂正発行登録書の提出による発行登録の効力停止期間は平成26年1月21日（提出日）を含めて1日です。
2. この発行登録目論見書に記載された内容については、今後訂正されることがあります。また、参照すべき旨記載された参照情報が新たに差し替わることがあります。
3. この発行登録目論見書に記載された社債を売り付ける場合には、発行登録追補目論見書を交付いたします。
4. 本社債の元利金は（場合により）米ドル又は豪ドルで支払われますので、日本円／米ドル間又は日本円／豪ドル間の外国為替相場の変動により影響を受けることがあります。
5. 本社債に投資しようとする投資家は、本社債への投資を判断するにあたって、必要に応じ、ご自身の法務、税務、会計等の専門家の助言を受けるべきであり、本社債の投資に伴うリスクを理解し、かかるリスクに耐えられる方のみが本社債に対する投資を行うべきです。

本説明書は売出人によって作成されたもので、便宜上本目論見書に組入れられています。したがって、発行者作成に係る本目論見書の内容を構成するものではありません。

無登録格付に関する説明書

格付会社に対しては、市場の公正性・透明性の確保の観点から、金融商品取引法に基づく信用格付業者の登録制が導入されております。

これに伴い、金融商品取引業者等は、無登録格付業者が付与した格付を利用して勧誘を行う場合には、金融商品取引法により、無登録格付である旨及び登録の意義等を顧客に告げなければならないこととされております。以下は、同法に基づいた無登録格付業者に関する説明です。

1. 登録の意義について

登録を受けた信用格付業者は、①誠実義務、②利益相反防止・格付プロセスの公正性確保等の業務管理体制の整備義務、③格付対象の証券を保有している場合の格付付与の禁止、④格付方針等の作成及び公表・説明書類の公衆縦覧等の情報開示義務等の規制を受けるとともに、報告徴求・立入検査、業務改善命令等の金融庁の監督を受けることとなりますが、無登録格付業者は、これらの規制・監督を受けておりません。

2. 無登録の格付会社について

【スタンダード&プアーズ】

➤ 格付会社グループの呼称について

スタンダード&プアーズ・レーティングズ・サービズ（以下「S&P」と称します。）

➤ 同グループ内で登録を受けている信用格付会社の名称及び登録番号

同グループの下記日本法人は当該登録を受けております。

スタンダード&プアーズ・レーティング・ジャパン株式会社（金融庁長官（格付）第5号）

➤ 信用格付を付与するために用いる方針及び方法の概要に関する情報の入手方法について

スタンダード&プアーズ・レーティング・ジャパン株式会社のホームページ（<http://www.standardandpoors.co.jp>）の「ライブラリ・規制関連」の「無登録格付け情報」（<http://www.standardandpoors.co.jp/unregistered>）に掲載されております。

➤ 信用格付の前提、意義及び限界について

S&Pの信用格付は、発行体又は特定の債務の将来の信用力に関する現時点における意見であり、利息や元本が予定通り支払われることを保証するものではありません。また、信用格付は、証券の購入、売却又は保有を推奨するものでなく、債務の市場流動性や流通市場での価格を示すものでもありません。

信用格付は、業績や外部環境の変化、裏付け資産のパフォーマンスやカウンターパーティの信用力変化など、さまざまな要因により変動する可能性があります。

S&Pは、品質及び量により信頼しうると判断した情報を利用して格付分析を行っております。しかしながら、S&Pは、提供された情報について、監査・デューデリジェンス又は独自の検証を行っておらず、また、格付及び格付付与に利用した情報の正確性、完全性、適時性を保証するものではありません。

【ムーディーズ】

➤ 格付会社グループの呼称について

ムーディーズ・インベスターズ・サービス・インク（以下「ムーディーズ」と称します。）

➤ 同グループ内で登録を受けている信用格付会社の名称及び登録番号

同グループの下記日本法人は当該登録を受けております。

ムーディーズ・ジャパン株式会社（金融庁長官（格付）第2号）

➤ 信用格付を付与するために用いる方針及び方法の概要に関する情報の入手方法について

ムーディーズ・ジャパン株式会社のホームページ（ムーディーズ日本語ホームページ（<http://www.moodys.co.jp>）の「信用格付事業」をクリックした後に表示されるページ）にある「無登録業者の格付の利用」欄の「無登録格付説明関連」に掲載されております。

本説明書は売出人によって作成されたもので、便宜上本目論見書に組入れられています。したがって、発行者作成に係る本目論見書の内容を構成するものではありません。

➤ 信用格付の前提、意義及び限界について

ムーディーズの信用格付は、事業体、与信契約、債務又は債務類似証券の将来の相対的信用リスクについての、現時点の意見です。ムーディーズは、信用リスクを、事業体が契約上・財務上の義務を期日に履行できないリスク及びデフォルト事由が発生した場合に見込まれるあらゆる種類の財産的損失と定義しています。信用格付は、流動性リスク、市場リスク、価格変動性及びその他のリスクについて言及するものではありません。また、信用格付は、投資又は財務に関する助言を構成するものではなく、特定の証券の購入、売却、又は保有を推奨するものではありません。ムーディーズは、いかなる形式又は方法によっても、これらの格付若しくはその他の意見又は情報の正確性、適時性、完全性、商品性及び特定の目的への適合性について、明示的、黙示的を問わず、いかなる保証も行っておりません。

ムーディーズは、信用格付に関する信用評価を、発行体から取得した情報、公表情報を基礎として行っております。ムーディーズは、これらの情報が十分な品質を有し、またその情報源がムーディーズにとって信頼できると考えられるものであることを確保するため、全ての必要な措置を講じています。しかし、ムーディーズは監査を行う者ではなく、格付の過程で受領した情報の正確性及び有効性について常に独自の検証を行うことはできません。

この情報は、平成 25 年 5 月 31 日に信頼できると考えられる情報源から作成しておりますが、その正確性・完全性を保証するものではありません。詳しくは上記格付会社のホームページをご覧ください。

以 上

【表紙】

【提出書類】 発行登録書（訂正を含む。）

【提出先】 関東財務局長

【提出日】 平成25年2月6日発行登録書提出
平成25年2月26日訂正発行登録書提出
平成25年6月21日訂正発行登録書提出
平成25年8月2日訂正発行登録書提出
平成25年8月29日訂正発行登録書提出
平成25年12月19日訂正発行登録書提出
平成26年1月21日訂正発行登録書提出

【会社名】 ウエストパック・バンキング・コーポレーション
(ABN 33 007 457 141)
(Westpac Banking Corporation (ABN 33 007 457 141))

【代表者の役職氏名】 グループ財務副部長
ジョアン・ドーソン
(Joanne Dawson, Deputy Group Treasurer)

【本店の所在の場所】 オーストラリア2000 ニュー・サウス・ウェールズ州
シドニー市 ケント・ストリート275番地
(275 Kent Street, Sydney, N.S.W., Australia 2000)

【代理人の氏名又は名称】 弁護士 小馬瀬 篤史

【代理人の住所又は所在地】 東京都港区元赤坂一丁目2番7号
赤坂Kタワー
アンダーソン・毛利・友常法律事務所

【電話番号】 03-6888-1000

【事務連絡者氏名】 弁護士 大高 利通

【連絡場所】 東京都港区元赤坂一丁目2番7号
赤坂Kタワー
アンダーソン・毛利・友常法律事務所

【電話番号】 03-6888-1000

【発行登録の対象とした売出
有価証券の種類】 社債

【発行登録書の内容】

| | |
|----------------|------------------|
| 提出日 | 平成25年2月6日 |
| 効力発生日 | 平成25年2月14日 |
| 有効期限 | 平成27年2月13日 |
| 発行登録番号 | 25-外2 |
| 発行予定額又は発行残高の上限 | 発行予定額 7,500億円 |
| 発行可能額 | 717,943,817,000円 |

【安定操作に関する事項】 該当事項なし。

【縦覧に供する場所】 該当事項なし。

注：別段の記載のない限り、本書中の「米ドル」はアメリカ合衆国の法定通貨を、「豪ドル」はオーストラリア連邦の法定通貨を指す。

目 次

| | 頁 |
|--|----|
| 第一部 証 券 情 報 | 1 |
| ＜ウエストパック・バンキング・コーポレーション 2019年2月20日満期 米ドル建社債及び ウエストパック・バンキング・コーポレーション 2019年2月20日満期 豪ドル建社債に関する情報＞ | 1 |
| 第1 募集要項 | 1 |
| 第2 売出要項 | 1 |
| 1 売出有価証券 | 1 |
| 2 売出しの条件 | 4 |
| ＜上記の社債以外の社債に関する情報＞ | 24 |
| 第二部 参 照 情 報 | 25 |
| 第1 参照書類 | 25 |
| 第2 参照書類の補完情報 | 25 |
| 第3 参照書類を縦覧に供している場所 | 25 |
| 第三部 保証会社等の情報 | 25 |
| 発行登録書の提出者が金融商品取引法第5条第4項各号に掲げる要件を 満たしていることを示す書面 | 26 |
| 事業内容の概要および主要な経営指標等の推移 | 27 |

第一部 証券情報

＜ウエストパック・バンキング・コーポレーション 2019年2月20日満期 米ドル建社債及びウエストパック・バンキング・コーポレーション 2019年2月20日満期 豪ドル建社債に関する情報＞

第1 募集要項

該当事項なし。

第2 売出要項

本「第2 売出要項」には2本の異なる種類の社債についての記載がなされている。一定の記載事項について、ウエストパック・バンキング・コーポレーション 2019年2月20日満期 米ドル建社債（以下「米ドル建社債」という。）及びウエストパック・バンキング・コーポレーション 2019年2月20日満期 豪ドル建社債（以下「豪ドル建社債」という。）ごとに異なる取扱いがなされる場合には、それぞれの社債ごとに記載内容を分けて記載している。かかる記載方法による場合は、かかる見出しの下で定義された「本社債」等の用語は当該社債の関係で定義されている。一方、それぞれの社債の内容に差異がない場合又は一定の事項を除き差異がない場合には、それぞれの社債に関する記載は共通のものとしてまとめ、かつ例外事項があればこれを示して記載している。まとめて記載した場合、定義された「本社債」等の用語は、これら2本の社債に共通して用いられている。

1 売出有価証券

売出社債（短期社債を除く。）

米ドル建社債

| 銘 柄 | 売出券面額の総額 又は売出振替社債の総額 | 売出価額の総額 | 売出しに係る社債の所有者の 住所及び氏名又は名称 | |
|--|-------------------------|---|---|------------|
| ウエストパック・バンキング・ コーポレーション 2019年2月20日満期 米ドル建社債(以下「本社債」 ということがある。)(注1) | (未定)米ドル (注2) | (未定)米ドル (注2) | 東京都千代田区丸の内二丁目5番2号 三菱UFJモルガン・スタンレー証券 株式会社(以下「売出人」という。) | |
| 記名・無記名の別 | 各社債の金額 | 利率 | 利払日 | 償還期限 |
| 無記名式 | 1,000米ドル | 年(未定)% (年1.40%から2.40% を仮条件とする。) (注2) | 2月20日及び 8月20日 | 2019年2月20日 |

豪ドル建社債

| 銘 柄 | 売出券面額の総額 又は売出振替社債の総額 | 売出価額の総額 | 売出しに係る社債の所有者の 住所及び氏名又は名称 | |
|--|-------------------------|---|---|------------|
| ウエストパック・バンキング・ コーポレーション 2019年2月20日満期 豪ドル建社債(以下「本社債」 ということがある。)(注1) | (未定)豪ドル (注2) | (未定)豪ドル (注2) | 東京都千代田区丸の内二丁目5番2号 三菱UFJモルガン・スタンレー証券 株式会社(以下「売出人」という。) | |
| 記名・無記名の別 | 各社債の金額 | 利率 | 利払日 | 償還期限 |
| 無記名式 | 1,000豪ドル | 年(未定)% (年3.70%から4.70% を仮条件とする。) (注2) | 2月20日及び 8月20日 | 2019年2月20日 |

(注1) 本社債は、ウエストパック・バンキング・コーポレーション（以下「発行会社」という。）の2013年11月15日付70,000,000,000米ドル社債発行プログラム（その後の補足書を含む。）（以下「社債発行プログラム」という。）に基づき、2014年2月24日（ロンドン時間）（以下「発行日」という。）（下記「2 売出しの条件—摘要(1)」を参照）にユーロ市場で発行会社により発行され、三菱UFJセキュリティーズインターナショナル・ピーエルシーによりユーロ市場で引受けられる。本社債はいずれの証券取引所にも上場される予定はない。

(注2) 上記の売出券面額の総額及び売出価額の総額はユーロ市場で発行される本社債の額面総額と同額である。本社債の額面総額及び利率は、上記の仮条件に基づく本社債の売出しにおける需要状況を勘案したうえで、2014年2月中旬頃に決定される予定である。上記の仮条件は、市況により変更される可能性がある。

摘 要

- 本社債について、発行会社の依頼により、金融商品取引法第66条の27に基づく登録を受けた信用格付業者によって提供され若しくは閲覧に供された信用格付又はかかる信用格付業者によって提供され若しくは閲覧に供される予定の信用格付はない。
- 本書提出日現在、発行会社は、ムーディーズ・インベスターズ・サービス・ピーティワイ・リミテッド（以下「ムーディーズ」という。）によるAa2の長期優先無担保債務発行体格付及びスタンダード&プアーズ（オーストラリア）ピーティワイ・リミテッド（以下「S&P」という。）によるAA-の長期優先無担保債務発行体格付を所持している。
ムーディーズ及びS&Pは、それぞれ信用格付業を行っているが、本書提出日現在、いずれも金融商品取引法第66条の27に基づく信用格付業者として登録されていない（以下「無登録格付業者」という。）。

無登録格付業者は、金融庁の監督及び信用格付業者が受ける情報開示義務等の規制を受けておらず、金融商品取引業等に関する内閣府令（以下「内閣府令」という。）第313条第3項第3号に掲げる事項に係る情報の公表も義務付けられていない。

ムーディーズ及びS&Pについては、それぞれのグループ内に、金融商品取引法第66条の27に基づく登録を受けた信用格付業者として、ムーディーズ・ジャパン株式会社（登録番号：金融庁長官（格付）第2号）及びスタンダード&プアーズ・レーティング・ジャパン株式会社（登録番号：金融庁長官（格付）第5号）を有しており、ムーディーズ及びS&Pは、上記登録を受けた信用格付業者それぞれの特定関係法人（内閣府令第116条の3第2項に定義される。）である。ムーディーズ及びS&Pそれぞれの信用格付の前提、意義及び限界は、それぞれインターネット上で公表されているムーディーズ・ジャパン株式会社のホームページ（ムーディーズ日本語ホームページ（<http://www.moodys.co.jp>）の「信用格付事業」をクリックした後に表示されるページ）にある「無登録業者の格付の利用」欄の「無登録格付説明関連」に掲載されている「信用格付の前提、意義及び限界」及びスタンダード&プアーズ・レーティング・ジャパン株式会社のホームページ（<http://www.standardandpoors.co.jp>）の「ライブラリ・規制関連」の「無登録格付け情報」（<http://www.standardandpoors.co.jp/unregistered>）に掲載されている「格付けの前提・意義・限界」において、それぞれ公表されている。

<本社債についてのリスク要因>

本社債への投資には一定のリスクが伴う。各投資家は、本社債へ投資することが適切か否かを判断するにあたり、下記に記載されるリスク要因を理解し検討すべきである。ただし、下記は本社債に関するすべてのリスク要因を完全に網羅することを意図したものではない。

また、下記やその他のリスク要因が本社債の取引価値に及ぼす影響により、他のリスク要因が本社債の取引価値に及ぼす影響の一部又は全部が相殺されることがある。

本社債の購入を検討している投資家は、個々の状況を鑑みて、下記のこと留意し、本社債への投資判断を下すべきである。

① 為替レートの変動

米ドル建社債

日本円／米ドル間の為替レートの変動は、米ドルにより支払われる本社債の利息及び元金の日本円相当額に影響を及ぼす。日本円／米ドル間の為替レートの変動によっては、日本円により本社債に投資を行った者が、本社債に対する日本円による投資額を全額回収することができない場合がある。

一般的に、本社債の日本円建での価値は、場合に応じて、米ドルが日本円に対し強くなる場合には上昇し、逆の場合には下落することが予想される。

豪ドル建社債

日本円／豪ドル間の為替レートの変動は、豪ドルにより支払われる本社債の利息及び元金の日本円相当額に影響を及ぼす。日本円／豪ドル間の為替レートの変動によっては、日本円により本社債に投資を行った者が、本社債に対する日本円による投資額を全額回収することができない場合がある。

一般的に、本社債の日本円建での価値は、場合に応じて、豪ドルが日本円に対し強くなる場合には上昇し、逆の場合には下落することが予想される。

② 金利

米ドル建社債

本社債については、米ドルによる一連の固定利息の支払いが行われる。したがって、償還前の本社債の価値は、米ドルの金利の変動の影響を受ける。

一般的に、本社債の価値は、米ドルの金利が低下する場合には上昇し、逆の場合には下落することが予想される。

豪ドル建社債

本社債については、豪ドルによる一連の固定利息の支払いが行われる。したがって、償還前の本社債の価値は、豪ドルの金利の変動の影響を受ける。

一般的に、本社債の価値は、豪ドルの金利が低下する場合には上昇し、逆の場合には下落することが予想される。

③ 発行者の信用状況

発行者の財務状況が悪化し、信用状況が損なわれた場合、本社債の利息又は償還金の支払いがその支払期日に遅延する可能性や、又は支払われない可能性がある。こうした本社債の利息又は償還に関する確実性は、発行者の信用力に依拠する。よって、償還前において発行者の信用状況が低下した場合、本社債の価値は低下することが予想される。

一般的に、社債あるいは発行者について付される信用格付は、発行者の債務支払能力を示す。ただし、当該信用格付は、すべての潜在的リスクを反映していない可能性がある。また、かかる格付は格付機関により、いつでも変更又は取下げられる可能性がある。

④ 流動性及び市場性

本社債についてその流動性や市場性は保証されるものではなく、償還前の売却が困難になった場合、そのことが売却価格に悪影響を及ぼすおそれがある。

⑤ 税金

将来において、本社債についての課税上の取扱いが変更される可能性がある。

2 売出しの条件

| 売出価格 | 申込期間 | 申込単位 | 申込証拠金 | 申込受付場所 |
|-----------------------|--|--|-------------|---|
| 額面金額の100.00% | 2014年2月13日から 同年2月24日まで (下記摘要(1)参照) | 米ドル建社債： 額面金額 1,000米ドル 豪ドル建社債： 額面金額 1,000豪ドル | なし | 売出人の日本における本店、各支店及び各営業部店並びに下記摘要(3)記載の金融商品取引業者又は登録金融機関の営業所又は事務所（なお、下記摘要(2)参照） |
| 売出しの委託を受けた者の住所、氏名又は名称 | | | 売出しの委託契約の内容 | |
| 下記摘要(3)参照 | | | 下記摘要(3)参照 | |

摘要

- (1) 本社債の日本国内における受渡期日は、2014年2月25日である。一定の事情により発行会社が本書の記載を訂正すべきこととした場合には、申込期間、受渡期日及び発行日のいずれか又は全てを概ね一週間程度の範囲で繰り下げることがある。

- (2) 本社債の各申込人は、売出人又は売出取扱人（下記摘要(3)に定義する。）の本支店において各申込人の名義で外国証券取引口座を開設しなければならない。本書に別途規定する場合を除き、各申込人が売出人又は売出取扱人との間で行う本社債の取引に関しては、売出人又は売出取扱人から交付される外国証券取引口座約款に基づき、当該外国証券取引口座を通じて処理される。同約款の規定に従い、申込人に対する本債券の券面の交付は行われない。
- (3) 売出人は、以下の金融商品取引業者（以下「売出取扱人」という。）に、本社債の売出しの取扱業務の一部を行うことを委託している。また、売出取扱人は、売出人の委託を受け本社債の売出しの取扱い（取次）を行うが、下記申込取扱場所のうち、店舗により売出しの取扱いが行われない場合がある。売出人は、日本国金融商品取引法（その後の改正を含む。）第33条の2に基づく登録を受けた金融機関（以下、「登録金融機関」という。）に、本社債の売出しの取扱業務の一部を行うことを委託している。なお、登録金融機関によっては、売出人ではなく売出取扱人から本社債の売出しの委託を受けている場合がある。

売出取扱人

名称：いよぎん証券株式会社
住所：愛媛県松山市三番町五丁目 10 番地 1

名称：カブドットコム証券株式会社
住所：東京都千代田区大手町一丁目 3 番 2 号

名称：常陽証券株式会社
住所：茨城県水戸市南町三丁目 4 番 12 号

名称：新潟証券株式会社
住所：新潟県長岡市城内町三丁目 8 番地 26

名称：八十二証券株式会社
住所：長野県上田市常田二丁目 3 番 3 号

名称：百五証券株式会社
住所：三重県津市東丸之内 33 番 1 号

- (4) 本社債についてはアメリカ合衆国1933年証券法（その後の改正を含み、以下「証券法」という。）又はその他の州の証券法に基づく登録はなされておらず、またこれらがなされる予定もない。証券法の登録義務を免除されている又はその適用を受けない一定の取引において行われる場合を除き、合衆国内において、又は米国人（U.S. person）に対し若しくは米国人のために、本社債の勧誘又は販売を行ってはならない。本摘要(4)において使用されている用語は、証券法に基づくレギュレーションSにおいて定義された意味を有する。
- (5) 本社債は、アメリカ合衆国租税法の適用を受ける。アメリカ合衆国租税規則により認められた一定の取引において行われる場合を除き、合衆国若しくはその属領において、又は合衆国人（United States persons）に対して、本社債の勧誘、販売又は交付を行ってはならない。本摘要(5)において使用されている用語は、アメリカ合衆国内国歳入法及びそれに基づく規則において定義された意味を有する。
- (6) オーストラリア連邦（以下「オーストラリア」という。）において本社債の勧誘を行うことはできず、本社債の発行、販売又は購入に関連してオーストラリア国内で本社債に係る誘引を行うことはできず、また誘引を受けることもできない。ただし、本社債につき、少なくとも500,000豪ドル若しくはその外貨相当額（いずれの場合も発行会社又はその他本社債の勧誘を行っている者若しくはその関係者（associate）（オーストラリア連邦2001年会社法（以下「会社法」という。）6 D. 2章において定義された意味を有する。）によって貸し付けられた金額（もしあれば）は算入しない。）の支払が申

込人に対して要求される場合、又は会社法第708項に基づき会社法6 D. 2章に従った開示が勧誘及び誘引について要求されず、かつ個人投資家（会社法第761G項に定義される。）に対する勧誘及び誘引が行われない場合にはこの限りでない。

会社法6 D. 2章第5部又は第7章に基づき提出が要求される本社債に関するいかなる開示書類も、オーストラリア国内において流通若しくは発行してはならず、又はオーストラリア国内で入手することはできない。

本社債は、販売された結果、本社債又は本社債の持分が、直接又は間接に発行会社の「国外関係者（Offshore Associate）」によって取得され、又はその後取得される予定であることを、販売の時点で販売人が認識しており、又はかかる疑いを持つべき合理的な根拠がある場合には、かかる者（ただし、本社債の販売に関するディーラー、マネージャー若しくは引受人として、又は決済振替機関、カストディアン、ファンド・マネージャー若しくは会社法の定義におけるオーストラリアの登録スキームの責任者として行為する者を除く。）に対して販売することはできない。

「国外関係者（Offshore Associate）」とは、発行会社の関係者（オーストラリア1936年所得税査定法（以下「オーストラリア税法」という。）第128F条において定義される。）であり、オーストラリア内の恒久的施設において若しくはかかる恒久的施設を通じて事業を営む過程で本社債を取得するものではないオーストラリアの非居住者、又はオーストラリア国外の恒久的施設において若しくはかかる恒久的施設を通じて事業を営む過程で本社債を取得するオーストラリアの居住者のいずれかを意味する。

本社債の概要

1. 利息

米ドル建社債

(a) 各本社債の利息は、「1 売出有価証券－売出社債（短期社債を除く。）－米ドル建社債－利率」の記載に従い、本社債の額面金額に対して年（未定）%の固定利率で発行日である2014年2月24日（当日を含む。）からこれを付し、下記に記載の調整に従い、2014年8月20日及びそれ以降毎年2月20日及び8月20日（以下それぞれ「利払日」という。）に、後払いされる。各利払日に支払われる利息は、前利払日（初回の利払日の場合は発行日）（当日を含む。）から当該利払日（当日を含まない。）までの期間に関して、額面金額1,000米ドルの各本社債につき（未定）米ドルである。ただし、初回の利払は、2014年8月20日に、2014年2月24日（当日を含む。）から2014年8月20日（当日を含まない。）までの期間について行われ、額面金額1,000米ドルの各本債券につき（未定）米ドルが支払われる。

上記以外の期間についての利息を計算する必要がある場合、当該利息は、各本社債の額面金額に「1 売出有価証券－売出社債（短期社債を除く。）－米ドル建社債－利率」に記載の利率を適用し、それに下記記載の算式により計算された当該計算期間の日数を360で除した数値（以下「日割端数」という。）を乗じて得られる金額（1米セント未満は四捨五入とする。）とする。

$$\text{日割端数} = \frac{[360 \times (Y2 - Y1)]}{360} + \frac{[30 \times (M2 - M1)]}{360} + \frac{(D2 - D1)}{360}$$

「Y1」とは、計算期間の初日にあたる年の数字をいう。

「Y2」とは、計算期間の最終日の直後の日にあたる年の数字をいう。

「M1」とは、計算期間の初日にあたる暦月の数字をいう。

「M2」とは、計算期間の最終日の直後の日にあたる暦月の数字をいう。

「D1」とは、計算期間の最初の暦日の数字をいう。ただし、かかる数字が31の場合は、D1は30とする。

「D2」とは、計算期間の最終日の直後の日にあたる暦日の数字をいう。ただし、かかる数字が31であり、D1が29超である場合は、D2は30とする。

利払日が営業日でない日に該当する場合、その直後の営業日を利払日とする。ただし、その日が翌暦月にあたる場合、直前の営業日とする。なお、いかなる場合にも当該利払日に支払われるべき利息の額について調整は行われぬ。「営業日」とは、ロンドン、ニューヨーク及びシドニーにおいて商業銀行及び外国為替市場が決済を行っており、通常業務（外国為替取引及び外貨預金取引を含む。）のために営業を行っている日をいう。

- (b) 本社は、発行日から利息を生じ、最終償還の日以後は利息を生じない。ただし、正当な呈示がなされたにもかかわらず、償還額（下記「2. 償還及び買入れ－(a)満期償還」に定義する。）の満額による支払が不当に留保又は拒絶された場合はこの限りでない。この場合には、本社は、本項の規定に従い、(i) 当該本社の所持人（以下「本社債権者」という。）により、又は当該本社債権者のために、当該本社債について当該日までに支払われるべきすべての金額が受領された日、又は(ii)（その後の支払に関して不履行があった場合を除き）下記「11. その他－(4)発行及び支払代理契約」に定める財務代理人（以下「財務代理人」という。）が、本社債権者に対して、当該本社債について支払われるべきすべての金額を受領した旨の通知を行った日から7日後の日のうちいずれか早い方の日まで（判決の前後を問わず）、利息を生じるものとする。

豪ドル建社債

- (a) 各本社債の利息は、「1 売出有価証券－売出社債（短期社債を除く。）－豪ドル建社債－利率」の記載に従い、本社債の額面金額に対して年（未定）%の固定利率で発行日である2014年2月24日（当日を含む。）からこれを付し、下記に記載の調整に従い、2014年8月20日及びそれ以降毎年2月20日及び8月20日（以下それぞれ「利払日」という。）に、後払いされる。各利払日に支払われる利息は、前利払日（初回の利払日の場合は発行日）（当日を含む。）から当該利払日（当日を含まない。）までの期間に関して、額面金額1,000豪ドルの各本社債につき（未定）豪ドルである。ただし、初回の利払は、2014年8月20日に、2014年2月24日（当日を含む。）から2014年8月20日（当日を含まない。）までの期間について行われ、額面金額1,000豪ドルの各本債券につき（未定）豪ドルが支払われる。

上記以外の期間についての利息を計算する必要がある場合、当該利息は、各本社債の額面金額に「1 売出有価証券－売出社債（短期社債を除く。）－豪ドル建社債－利率」に記載の利率を適用し、それに下記記載の算式により計算された当該計算期間の日数を360で除した数値（以下「日割端数」という。）を乗じて得られる金額（1豪セント未満は四捨五入とする。）とする。

$$\text{日割端数} = \frac{[360 \times (Y2 - Y1)] + [30 \times (M2 - M1)] + (D2 - D1)}{360}$$

「Y1」とは、計算期間の初日にあたる年の数字をいう。

「Y2」とは、計算期間の最終日の直後の日にあたる年の数字をいう。

「M1」とは、計算期間の初日にあたる暦月の数字をいう。

「M2」とは、計算期間の最終日の直後の日にあたる暦月の数字をいう。

「D1」とは、計算期間の最初の暦日の数字をいう。ただし、かかる数字が31の場合は、D1は30とする。

「D2」とは、計算期間の最終日の直後の日にあたる暦日の数字をいう。ただし、かかる数字が31であり、D1が29超である場合は、D2は30とする。

利払日が営業日でない日に該当する場合、その直後の営業日を利払日とする。ただし、その日が翌暦月にあたる場合、直前の営業日とする。なお、いかなる場合にも当該利払日に支払われるべき利息の額について調整は行われぬ。「営業日」とは、ロンドン、ニューヨーク及びシドニーにおいて商業銀行及び外国為替市場が決済を行っており、通常業務（外国為替取引及び外貨預金取引を含む。）のために営業を行っている日をいう。

- (b) 本社債は、発行日から利息を生じ、最終償還の日以後は利息を生じない。ただし、正当な呈示がなされたにもかかわらず、償還額（下記「2. 償還及び買入れ－(a)満期償還」に定義する。）の満額による支払が不当に留保又は拒絶された場合はこの限りでない。この場合には、本社債は、本項の規定に従い、(i) 当該本社債の所持人（以下「本社債権者」という。）により、又は当該本社債権者のために、当該本社債について当該日まで支払われるべきすべての金額が受領された日、又は(ii)（その後の支払に関して不履行があった場合を除き）下記「11. その他－(4)発行及び支払代理契約」に定める財務代理人（以下「財務代理人」という。）が、本社債権者に対して、当該本社債について支払われるべきすべての金額を受領した旨の通知を行った日から7日後の日のうちいずれか早い方の日まで（判決の前後を問わず）、利息を生じるものとする。

2. 償還及び買入れ

(a) 満期償還

本社債は、期限前に償還又は買入消却されない限り、下記に記載の調整に従い、2019年2月20日（以下「償還期限」という。）に、経過利息（もしあれば）の支払と併せ、その額面金額の100%（以下「償還額」という。）で償還される。

償還期限が営業日でない日に該当する場合、その直後の営業日を償還期限とする。ただし、その日が翌暦月にあたる場合、直前の営業日とする。

(b) 税制変更による繰上償還

本社債の全部（一部は不可）は、以下の場合においては、発行会社の選択によりいつでも、下記「8. 通知」に従い、本社債権者に対する30日以上60日以内の通知（かかる通知は取消不可能とする。）をなした上で、償還額に経過利息（もしあれば）を付して償還することができる。

(i) 発行日以後に効力を生ずるオーストラリア、その下部行政区画、若しくは、それらの若しくはそれらの域内の課税の権限を有する当局の法令若しくは裁定の変更若しくは改正、又はかかる法令若しくは裁定の適用若しくは公権的解釈の変更（管轄権を有する裁判所による判断を含む。）の結果、発行会社が下記「7. 課税上の取扱い－(1)グロスアップ条項」に規定する追加額の支払義務を負うこととなり、かつ、

(ii) 発行会社が利用しうる合理的手段を講じてもなお、かかる支払義務を免れることができない場合。ただし、かかる償還の通知は、本社債に関してある日に支払期限が到来したと仮定すれば発行会社が追加額の支払義務を負うこととなる最も早い日に先立つ90日より前にこれを行ってはならない。

発行会社は、本項に従った償還の通知を行う場合には、あらかじめ (a) 発行会社がかかる償還を実行する権利を有している旨及び発行会社にかかる償還の権利を生じさせる前提条件が成就したことを示す事実を記載し、発行会社の2名の権限ある署名者により署名された証明書、並びに (b) 発行会社が本項に定める変更又は改正の結果として追加額の支払義務を負ったか又は将来負うこととなる旨の定評ある独立の法律顧問の意見書を財務代理人に対して交付しなければならない。本項に定める通知の期間が経過した場合、発行会社は、本項に従って本社債を償還する義務を負うものとする。

発行会社は、上記に定める場合を除き、本社債を償還する権利を有しない。

(c) 買入れ

発行会社又はその子会社（下記に定義する。）は、公開市場その他において、いかなる価格においても、本社債を随時買入れることができる。ただし、利札（以下「利札」という。）につき支払期日未到来のものすべてとともに買入れる場合に限る。

「子会社」とは、ある特定の時点における発行会社に関して、(i) 発行会社がその事業及び方針を（株式資本の所有、契約、統治機関の構成員の任免の権限その他の手段により）支配する若しくは支配する権限を有するその他の者、又は (ii) 適用ある法律及び一般に公正妥当と認められた会計原則に従い、その財務書類が発行会社の財務書類の連結対象となるその他の者をいう。

(d) 消却

上記に従い償還されたすべての本社債及びこれらに付され又はこれらとともに提出されたすべての支払期日未到来の利札は、消却されるものとし、これを再発行又は転売してはならず、また、発行会社又はそのいずれかの子会社により買入れられたすべての本社債及びこれらに付され又はこれらとともに提出されたすべての支払期日未到来の利札は、発行会社の選択により、これを消却し、保有し、再発行し又は転売することができる。

3. 支払

(a) 支払方法

支払は、下記「7. 課税上の取扱い－(1)グロスアップ条項」の規定の適用を妨げることなく、いかなる場合も、適用ある財政その他の法令、並びに本社債について支払われるべき金額（元金、償還額、利息その他に関するものであるかを問わない。）の支払に適用される税金、反資金洗浄及びその他の要件に関する財政その他の当局の指令、契約並びに行政慣行及び行政手続（外国口座税務コンプライアンス法（以下「FATCA」という。）に基づき又はこれに関連して生じる源泉徴収又は控除を含むが、これ

らに限定されない。)に従う。本社債権者又は利札の所持人(以下「利札の所持人」という。)は、かかる支払に関していかなる手数料又は費用の請求も受けることはない。

FATCAに基づき又はこれに関連して源泉徴収又は控除が生じる場合、発行会社はかかる源泉徴収又は控除を理由に下記「7. 課税上の取扱い―(1)グロスアップ条項」における追加額を支払う義務を負わず、したがって、発行会社は、あたかもかかる源泉徴収及び控除により示される金額の合計額が社債権者又は利札の所持人に対し実際に支払われたかのように、かかる金額について免責及び解放される。

(b) 本社債及び利札の呈示

米ドル建社債

本社債に関する元金の支払は、本社債の呈示及び(すべての支払が完了する場合には)引渡しと引換えに、下記「11. その他―(6)支払代理人及び計算代理人」に記載された支払代理人のアメリカ合衆国外の所定の事務所(以下それぞれ「支払代理人」及び「所定の事務所」という。)において、米ドル建ての小切手により、又は支払受領者がニューヨークの銀行に開設している米ドル建て若しくは米ドル振込みの可能なアメリカ合衆国外の口座への振込みにより行われるものとする。

本社債を表章する仮大券又は恒久大券(以下それぞれ「仮大券」及び「恒久大券」という。)に係る利息の支払は、当該仮大券又は恒久大券の呈示に対して、オーストラリア、ニュージーランド及び(下記「11. その他―(6)支払代理人及び計算代理人」の第4段落が適用される場合を除き)アメリカ合衆国外にある支払代理人の所定の事務所において(仮大券の場合は、仮大券において要求される適正な証明を条件として)米ドル建ての小切手により、又は支払受領者がニューヨークの銀行に開設している米ドル建てのアメリカ合衆国外の口座への振込みによりなされるものとする。

本社債の確定社債券(以下「確定社債券」という。)に係る利息の支払は、該当する利札の引渡しと引換えに、又は(予定された支払期日以外の日に支払われるべき利息の場合は)当該確定社債券の呈示に対してなされるものとし、いずれの場合においても、オーストラリア、ニュージーランド及び(下記「11. その他―(6)支払代理人及び計算代理人」の第4段落が適用される場合を除き)アメリカ合衆国外にある支払代理人の所定の事務所において米ドル建ての小切手により、又は支払受領者がニューヨークの銀行に開設している米ドル建てのアメリカ合衆国外の口座への振込みによりなされるものとする。

各本社債の確定社債券の最終償還には、支払期日未到来の利札すべてを付した本社債の呈示及び引渡しを要するものとし、支払期日未到来の利札で欠缺したものがあるときは、欠缺利札の金額(一部支払の場合は、実際に支払われた償還額が支払われるべき償還額の総額に占める割合に応じた当該欠缺利札の金額)が、この規定がなければ最終償還時に支払われるべき金額から差引かれるものとする。そのように控除された金額は、かかる償還額の支払に適用される関連日(下記「7. 課税上の取扱い―(1)グロスアップ条項」に定義する。)から10年間いつでも、支払代理人の所定の事務所において、当該利札の引渡しと引換えに支払われるものとする。

豪ドル建社債

本社債に関する元金の支払は、本社債の呈示及び(すべての支払が完了する場合には)引渡しと引換えに、下記「11. その他―(6)支払代理人及び計算代理人」に記載された支払代理人のアメリカ合衆国外の所定の事務所(以下それぞれ「支払代理人」及び「所定の事務所」という。)において、豪ドル建ての小切手により、又は支払受領者がシドニーの銀行に開設している豪ドル建て若しくは豪ドル振込み

の可能なアメリカ合衆国外の口座への振込みにより行われるものとする。

本社債を表章する仮大券又は恒久大券（以下それぞれ「仮大券」及び「恒久大券」という。）に係る利息の支払は、当該仮大券又は恒久大券の呈示に対して、オーストラリア、ニュージーランド及び（下記「11. その他－(6)支払代理人及び計算代理人」の第4段落が適用される場合を除き）アメリカ合衆国外にある支払代理人の所定の事務所において（仮大券の場合は、仮大券において要求される適正な証明を条件として）豪ドル建ての小切手により、又は支払受領者がシドニーの銀行に開設している豪ドル建てのアメリカ合衆国外の口座への振込みによりなされるものとする。

本社債の確定社債券（以下「確定社債券」という。）に係る利息の支払は、該当する利札の引渡しと引換えに、又は（予定された支払期日以外の日に支払われるべき利息の場合は）当該確定社債券の呈示に対してなされるものとし、いずれの場合においても、オーストラリア、ニュージーランド及び（下記「11. その他－(6)支払代理人及び計算代理人」の第4段落が適用される場合を除き）アメリカ合衆国外にある支払代理人の所定の事務所において豪ドル建ての小切手により、又は支払受領者がシドニーの銀行に開設している豪ドル建てのアメリカ合衆国外の口座への振込みによりなされるものとする。

各本社債の確定社債券の最終償還には、支払期日未到来の利札すべてを付した本社債の呈示及び引渡しを要するものとし、支払期日未到来の利札で欠缺したものがあるときは、欠缺利札の金額（一部支払の場合は、実際に支払われた償還額が支払われるべき償還額の総額に占める割合に応じた当該欠缺利札の金額）が、この規定がなければ最終償還時に支払われるべき金額から差引かれるものとする。そのように控除された金額は、かかる償還額の支払に適用される関連日（下記「7. 課税上の取扱い－(1)グロスアップ条項」に定義する。）から10年間いつでも、支払代理人の所定の事務所において、当該利札の引渡しと引換えに支払われるものとする。

(c) 支払営業日の支払

本社債又は利札に関する金銭の支払期日が、呈示が行われた場所における支払営業日（下記に定義する。）にあたらなるときは、本社債権者又は利札の所持人は翌支払営業日まで当該場所において支払を受けることができず、かかる遅延に関していかなる追加利息又はその他の支払を受ける権利も有しない。

「支払営業日」とは、支払のための呈示が行われた当該場所において、銀行が持参人払式有価証券の呈示を受け支払を行い、かつ外貨取引のための営業を行っている日をいう。

4. 本社債の地位

本社債は、発行会社の直接、無条件、非劣後かつ無担保の債務を構成する。本社債は、その相互の間において優劣なく同順位であり、本清算（下記「5. 債務不履行事由」に定義する。）に際し、法律（オーストラリア1959年銀行法（以下「銀行法」という。）第13A条(3)及び第16条(2)並びにオーストラリア1959年準備銀行法（以下「準備銀行法」という。）第86条を含むが、これらに限定されない。）の強行規定により定められた一定の例外を除き、発行会社の現在及び将来の他のすべての非劣後かつ無担保の債務と少なくとも同順位である。

発行会社は、銀行法において定義する公認預金受入機関（ADI）である。銀行法第13A条(3)及び第16条(2)並びに準備銀行法第86条に基づき、発行会社の一定の債務は、以下に記載されるとおり、法律により優先される。

銀行法第13A条(3)は、ADIがその債務を履行することができなくなった場合、又は支払停止に陥った場合、ADIのオーストラリアにおける資産は、ADI（本社債の場合、発行会社を含む。）の他の一切の債務に優先して、ADIの特定債務の履行に充当される旨規定している。これらの特定債務には、被保護口座の保有者に対してオーストラリア金融監督局（以下「APRA」という。）が支払うべき金額に関する、ADIのAPRAに対する一定の債務、被保護口座に関するオーストラリアにおけるADIのその他債務、オーストラリア準備銀行（以下「RBA」という。）に対する債務及びAPRAに対するその他一定の債務が含まれる。

「被保護口座」とは、(a) ADIが、要求に応じて若しくは合意された時に、口座保有者に対して口座残高の純額を支払わなければならない口座、又は (b) 規則により定められたその他の口座若しくは金融商品のいずれかをいう。発行会社により発行されたカバード・ボンドのための対象プールにある発行会社の資産等の一定の資産は、銀行法第13A条に基づくオーストラリアにおける構成資産には含まれず、当該資産は、カバード・ボンドの保有者及びカバード・ボンドに関するその他一定の有担保債権者の優先権の対象となる。

銀行法第16条(2)に基づき、APRAに対するADIのその他一定の債務は、ADIの清算に際し、銀行法第13A条(3)の条件の下で、ADIの他の一切の無担保債務に優先する。さらに、準備銀行法第86条は、RBAに対するADIの債務は、ADIの清算に際し、銀行法第13A条(3)の条件の下で、ADIの他の一切の債務に優先する旨規定している。

本社債は、銀行法における被保護口座に該当しない。本「4. 本社債の地位」又はその他において明示的に定める場合を除き、発行会社は、本社債が銀行法において、オーストラリアにおける預金債務を構成するとのいかなる表明も行わない。

本社債権者の請求に対して法律に基づき優先する債務は多額となる可能性があり、本社債の要項は発行会社が随時負担し又は引受ける債務額を制限していない。また、本社債はオーストラリア政府若しくはオーストラリア政府の補償制度の下での保証若しくは保険を受けておらず、その他の政府若しくはその他の補償制度、又はいかなる政府機関若しくはその他関係者の保証若しくは保険も受けていない。

5. 債務不履行事由

以下に掲げる事由（以下それぞれを「債務不履行事由」という。）は、本社債に関する期限の利益喪失事由となる。

- (i) 発行会社が、いずれかの本社債の元金の支払をその支払期日から7日以内に行わなかったか、又はいずれかの本社債の利息の支払をその支払期日から14日以内に行わなかった場合。
- (ii) 発行会社が、本社債又は発行及び支払代理契約（下記「11. その他－(4)発行及び支払代理契約」に定義する。）に基づく又はそれらに関するその他の債務の履行又は遵守を怠り、（かかる不履行が治癒不可能な場合を除き（この場合、下記の通知又は継続を要しない。））発行会社に対しかかる不履行の治癒を要求する書面による通知が本社債権者により財務代理人の所定の事務所宛てに交付された後30日間を経過してもなお、かかる不履行が治癒されずに継続した場合。
- (iii) 本清算の場合。
- (iv) 発行会社が、その事業の全部又は実質的に全部の遂行を停止した場合。ただし、支払可能再編（以下に定義する。）に基づく又はそれに関連する場合を除く。
- (v) 発行会社の資産若しくは事業の全部若しくは相当な部分について、担保権者がその占有を取得し、管財人が選任され、発行会社の公的な管理人が選任され、又は発行会社の資産若しくは事業の相当

な部分について差押え若しくは強制執行がなされ、かつ、30日以内にこれらがいずれも取下げられず、支払われず、又は解消されなかった場合（ただし、それが誠実に争われている場合はこの限りではない。）。

(vi) 発行会社とその債務を期日において支払うことが不能となった場合。

「本清算」とは、(i) 発行会社の清算のために裁判所による命令が下されるか、又は(ii) 発行会社の清算のために株主若しくは同様の構成員による有効な決議が可決されることにより開始する発行会社の清算に関する法的手続をいう。ただし、いかなる場合でも支払可能再編に関連する場合を除く。

本清算は、裁判所命令又は株主若しくは同様の構成員の有効な決議により開始されなければならない。

(i) 発行会社の清算（又はそれにより発行会社が解散され、整理され、強制管理され若しくは法人として消滅する可能性のある手続）についての申請、申立書の提出又はその他の措置を講じること、

(ii) 発行会社に関して、財産管理人、会社管理人、会社財産管理人、強制管理人、公認預金受入機関の法定管理人又は他の同様の職務を有する者（清算人を除く。）の選任も、本社債の要項の目的において本清算を構成しない。「清算人」とは、本清算の実施及び管理に責任を負う清算人又はその他の職務を有する者をいう。「公認預金受入機関」とは、銀行法において定義される公認預金受入機関をいう。

「支払可能再編」とは、発行会社の財産、資産若しくは事業の全部若しくは実質的に全部の譲渡を受け手が、残存する本社債全部に関する発行会社の義務を引受ける破産若しくは支払不能事由を伴わない合併若しくは再編の仕組み、又は破産若しくは支払不能事由を伴わないそれと類似の効果をもつ取決めをいう。

本社債に関しいずれかの債務不履行事由が発生した場合、本社債権者は、財務代理人の所定の事務所に宛てた書面による発行会社に対する通知により、当該本社債及びこれに対する経過利息がただちに支払われるべき旨を宣言することができる。この場合、当該本社債は、呈示、請求、要求又はその他いかなる種類の通知（本社債中の別段の規定にかかわらず、発行会社はこれらのすべてを明示的に放棄する。）をも要することなく、当該本社債に対する経過利息（もしあれば）とともに、ただちに償還額をもって支払われるものとする。ただし、財務代理人がかかる通知を受領する前に本社債に関するすべての債務不履行事由が治癒された場合は、この限りでない。

6. 社債権者集会及び変更

発行及び支払代理契約には、本社債権者の利益に影響を及ぼす一切の事項（特別決議（下記に定義する。）による本社債の要項及び（本社債に適用される限りにおいて）発行会社により締結された2008年11月7日付約定捺印証書（Deed of Covenant）（以下「約定捺印証書」という。）の変更を含むが、これらに限定されない。）を審議するための本社債権者集会の招集に関する規定（本社債の要項に含まれたものとして効力を有する。）が含まれている。かかる集会は、発行会社が招集するか又は残存する本社債の額面金額の10分の1以上を保有する本社債権者の書面による要求に基づき招集される。本社債に関する社債権者集会で決議された特別決議は、すべての本社債権者（当該集会に出席していたか否かを問わない。）及び利札の所持人に対して拘束力を有する。

また、本社債権者は、普通決議（下記に定義する。）の場合には本社債の額面金額総額の過半数又は特別決議の場合には4分の3以上を保有する、本社債権者により又は本社債権者のために署名された書面により、普通決議又は特別決議を適式に可決することができる。

発行会社は、財務代理人の同意により、本社債権者又は利札の所持人の同意を得ることなく、明白な又

は証明された誤りを訂正するために、本社債に適用される限りにおいて、本社債の要項、本社債に関する最終条件書及び約定捺印証書を変更することができる。この場合を除き、本社債の要項及び約定捺印証書の変更には特別決議による承認を要する。

「特別決議」とは、発行及び支払代理契約の規定に従い適式に招集されかつ開催された本社債に関する社債権者集会において行使された議決権の4分の3以上の賛成をもって採択された決議をいう。

「普通決議」とは、発行及び支払代理契約の規定に従い適式に招集されかつ開催された本社債に関する社債権者集会において行使された議決権の過半数の賛成をもって採択された決議をいう。

7. 課税上の取扱い

(1) グロスアップ条項

本社債及び利札に関する元金及び利息のすべての支払は、オーストラリア、その下部行政区画、又は、それらの若しくはそれらの域内の課税の権限を有する当局によって又はこれらのために、課され又は徴収されるいかなる公租公課又は政府賦課金（以下「源泉税」という。）も源泉徴収又は控除されることなく支払われるものとする。ただし、かかる源泉徴収又は控除が法律上必要な場合は、この限りでない。この場合には、発行会社は、本社債権者又は利札の所持人の受取額が、かかる源泉徴収又は控除が要求されなければ当該本社債権者又は利札の所持人が受領したであろう金額と等しくなるために必要な追加額を支払うものとする。ただし、以下に掲げるいずれかの場合には、本社債又は利札についてかかる追加額の支払は行われぬ。

- (i) オーストラリアと(a)本社債若しくは利札の単なる保有又は(b)本社債若しくは利札に関する元利金若しくはその他の金銭の受領以外の関連（過去又は現在を問わない。）を有しているという理由で、本社債又は利札に関するかかる公租公課又は政府賦課金の支払義務を負っている本社債権者若しくは利札の所持人、本社債権者若しくは利札の所持人が所持するかかる本社債若しくは利札に関する持分若しくは権利の実質所有者又はこれらの者のために行為する第三者による支払呈示又は保有の場合。
- (ii) 現在若しくは将来に効力を有する法律上の要求に従うことにより又は非居住者である旨の宣言若しくはその他の免除の請求若しくは申請をなすことにより、適法にかかる源泉徴収又は控除を回避しえたにもかかわらずそれを行わなかった本社債権者若しくは利札の所持人、本社債権者若しくは利札の所持人が所持するかかる本社債若しくは利札に関する持分若しくは権利の実質所有者又はこれらの者のために行為する第三者による支払呈示又は保有の場合。
- (iii) 関連日（下記に定義する。）の後30日を過ぎて支払のために呈示された本社債又は利札に関する支払呈示又は保有の場合。ただし、かかる30日の期間の最終日に当該本社債又は利札が呈示されていれば、当該本社債権者又は利札の所持人が当該追加額を受領する権利を有していた場合を除く。
- (iv) 本社債権者若しくは利札の所持人又はかかる本社債若しくは利札に関する持分若しくは権利の実質所有者がオーストラリア税法第128F条(9)上の発行会社の関係者（associate）に該当することに基づく税金に関する場合。
- (v) オーストラリアの居住者であるか、又は、非居住者であって、当該非居住者のオーストラリア内の恒久的施設において若しくはこれを通じてオーストラリア内において事業を営んでいる本社債権者若しくは利札の所持人又はこれらの代理人である第三者による支払呈示又は保有の場合（上記の「オーストラリアの居住者」、「非居住者」及び「恒久的施設」との表現は、オーストラリア税法

中において与えられているものと同一の意味を有する。)。ただし、オーストラリア税法第126条（又はこれに相当する規定）により発行会社が当該本社債又は利札について支払われるべき利息に対する所得税の支払を要求される場合で、かつ本社債権者又は利札の所持人がかかる事業を営んでいる「オーストラリアの居住者」又は「非居住者」に該当しなければかかる所得税の支払が要求されなかったであろう場合に限る。

- (vi) 本社債権者若しくは利札の所持人又はこれらの者のために行為する第三者が租税回避のための仕組みの当事者となり又はかかる仕組みに関与している状況において（発行会社はかかる仕組みの当事者となっておらず、またこれに関与もしていないものとする。）、オーストラリア連邦税務長官によって下されたオーストラリア税法上支払われるべきとの決定に基づき課されることとなったオーストラリアの利子源泉徴収税に関する場合。
- (vii) かかる源泉徴収又は控除が、個人又は一定の残余事業体に対する支払に対して課され、かつ、欧州連合理事会指令2003/48/EC若しくは2000年11月26日及び27日の貯蓄所得課税に関する経済・財務相理事会の結論を施行する他の指令、又はかかる指令を施行し、かかる指令に準拠し、若しくはかかる指令を遵守するために導入された法律、又は欧州連合加盟国と(a)その他の国若しくは(b)欧州連合加盟国と関連するか、属するか若しくは関係する領域との間で締結され、かかる指令と同等若しくは同内容の規定を有する取決めに従ってなされる場合。
- (viii) 2010年12月22日にスイス連邦理事会が提出した法案に規定された原則と類似の原則（特に発行会社以外の者（特に支払代理人をいうが、これに限定されない。）に租税の源泉徴収又は控除を行わせる原則）に従いスイス連邦により制定された支払額に対する課税を定めた法律に基づいて、税金又は類似の金額が支払額から源泉徴収又は控除される場合。
- (ix) 当該本社債又は利札を欧州連合の加盟国内の他の支払代理人に対して呈示すればかかる源泉徴収又は控除を回避することができた本社債権者又は利札の所持人により（又はこれらの者のために）呈示又は保有された場合。
- (x) FATCAに基づき又はこれに関連して生じた源泉徴収又は控除の場合。

「関連日」とは、すべての支払に関して、(a)問題となっている支払に関する最初の支払期日、又は(b)当該支払期日までに財務代理人がニューヨーク（米ドル建社債の場合）又はシドニー（豪ドル建社債の場合）において支払金額の全額を受領しなかった場合は、当該金額の全額が受領されて本社債権者に対する支払に供され、その旨が本社債権者に対して通知された最初の日のいずれか遅い方をいう。

本書において本社債に関する「元金」及び／又は「利息」には、本項に従い支払われる追加額を含むものとみなす。

(2) オーストラリアにおける課税

以下の情報は、現在適用されているオーストラリアの税法及び租税実務の完全な要約ではない。税務上の取扱いについて疑義を持つ潜在的投資者は、自らの専門家に対して助言を求めるべきである。

以下は、本書提出日現在における本社債の利息（この要約において利息の性質を有するか又は利息に代わる金額を含む。）の支払及び一定の事項に関するオーストラリアの源泉徴収税上の取扱いを要約したものである。この要約は網羅的ではなく、特に一定の種類の本社債権者（証券ディーラーなど）についての課税上の取扱いは対象としていない。本社債を今後保有しようとする者は、本社債の特定の条項

が本社債の課税上の取扱いに影響を及ぼす可能性があることに留意すべきである。以下は、一般的な説明にとどまり、相応の注意をもって扱われるべきである。税務上の位置付けに疑義を持つ本社債権者は、専門家の助言を求めるべきである。

現時点で有効なオーストラリアの法律では、本社債権者がオーストラリアの居住者ではなく、かつ、適用されるオーストラリアの税法及び租税条約の定める意味において、本社債の保有又は本社債に対する持分が帰せられる又は実質的に関連する恒久的施設を通じてオーストラリアにおいて事業を行っていない場合には、本社債権者は、本社債の元金、プレミアム（もしあれば）又は利息について、利息に対する源泉徴収税を除き、いかなる性質のオーストラリアの公租公課も課されない。

オーストラリアの非居住者及びオーストラリア外の恒久的施設において又はこれを通じて事業を行うオーストラリアの居住者により保有される本社債の利息は、一定の条件が充足される場合には、オーストラリア税法第128F条に基づく源泉徴収税の免除の対象となる。オーストラリア税法第128F条における免除は、以下を条件とする。

- (i) 本社債の発行時及び本社債に対する利息の支払時において、発行者がオーストラリアの居住者又はオーストラリア内の恒久的施設において若しくはこれを通じて事業を行うオーストラリアの非居住者であること。
- (ii) 公募基準が満たされること。公募基準は多くの方法のうちの一つを満たせば足りる。要約すると、公募基準を満たす方法には以下が挙げられる。
 - (a) 互いに関係者（オーストラリア税法第128F条において定義される。）でない10以上の専門的な金融機関、投資家又はディーラーに対する勧誘
 - (b) 100以上の潜在的投資者に対する勧誘
 - (c) 上場社債の勧誘
 - (d) 電磁的方法又はその他の市場情報源を通じて公に開始された交渉の結果としての勧誘
 - (e) 上記のいずれかの方法で30日以内に本社債を販売する旨の同意をするディーラー、マネージャー又は引受人に対する勧誘
 - (f) 上記5つの方法のいずれかを遵守する大券の発行

オーストラリア税法第128F条に基づく免除は、以下のいずれかの場合には付与されない。

- (i) 発行の時点で、本社債又は本社債に対する持分が、発行者の国外関係者（Offshore Associate）（本社債の販売に関連するディーラー、マネージャー若しくは引受人として行為する者、又は証券決済機関、カストディアン、ファンド・マネージャー若しくはオーストラリアの登録スキームの責任を負う団体として行為する者を除く。）により、直接又は間接を問わず、取得されるか後日取得が予定されていることを、発行者が知っていたか又はこれを疑う合理的な理由があった場合。
- (ii) 支払の時点で、本社債に関する利息が発行者の国外関係者（Offshore Associate）（証券決済機関、支払代理人、カストディアン、ファンド・マネージャー又はオーストラリアの登録スキームの責任を負う団体として支払を受領する者を除く。）に支払われる予定であったことを、発行者が知っていたか又はこれを疑う合理的な理由があった場合。

発行会社は、公募基準を満たし、又はその他オーストラリア税法第128F条の要件を満たす方法で、本社債を発行することを計画している。

発行会社は、上記「7. 課税上の取扱い－(1) グロスアップ条項」に定義する源泉税を控除又は源泉徴収することが法律により強制された場合には、上記「7. 課税上の取扱い－(1) グロスアップ条項」

に定める一定の例外を除き、かかる控除又は源泉徴収の後に本社債権者の受領する純額が、かかる控除又は源泉徴収が必要でなければ受領したであろうそれぞれの金額と等しくなるようにするために必要となる追加額を支払わなければならない。

現行のオーストラリア法について、発行会社は以下のとおり助言を受けている。

- (i) 本社債についてオーストラリア税法第128F条の要件が充足されていることを前提に、オーストラリアの非居住者であり、かつ、課税年度を通じてオーストラリア内の恒久的施設を通じて取引又は事業を行う過程において本社債を保有しなかった本社債権者に対する元金、利息及びもしあればプレミアムを支払うことについてオーストラリアの所得税は課されない。
- (ii) オーストラリアの非居住者であり、かつ、オーストラリア内の恒久的施設を通じて取引又は事業を行う過程において本社債を保有したことのない本社債権者は、本社債の売却又は償還により実現した利益について、かかる利益がオーストラリアに源泉を有しない限り、オーストラリアの所得税を課されない。オーストラリアの非居住者である本社債権者が他のオーストラリアの非居住者に本社債を売却したことにより実現した利益について、本社債がオーストラリア外で売却され、かつ、すべての交渉と文書作成がオーストラリア外で行われる場合には、オーストラリアに源泉を有するとはみなされない。
- (iii) 死亡時に保有されていた本社債は、オーストラリア又はその下部行政区画若しくはそれらの域内の課税の権限を有する当局によるいかなる相続税、遺産税又は継承税の対象にもならない。
- (iv) オーストラリア外における本社債の発行又は本社債の譲渡に関して、オーストラリアにおいて従価税、印紙税、発行税、登録免許税又は類似の租税は課されない。

オーストラリア税法第126条は、発行会社がオーストラリア税務局に本社債権者の氏名及び住所を開示しなかった場合、無記名債（一定の無利息約束手形を除く。）に関する利息の支払に対して45%の税率の一定の種類源泉徴収税を課すとしている。社債発行がオーストラリア税法第128F条の要件を充足する場合又は利子源泉徴収税が課される場合には、第126条は、オーストラリア内の恒久的施設において若しくはこれを通じて事業を行わない非居住者が保有する本社債の利息の支払に対しては適用されない。ただし、一定の状況において保有される本社債に関する第126条の適用に関しては明確ではない。本社債権者の氏名及び住所がオーストラリア税務局に開示された場合、第126条はいかなる状況においても適用されない。税務決定2001年度19号(Taxation Determination TD 2001/19)において、オーストラリア連邦税務長官は、社債の持分がユーロクリア又はクリアストリーム・ルクセンブルグ（それぞれ下記「11. その他－(5)社債券の様式」に定義する。）を通じて保有される場合、当該システムの運営者を当該社債の社債権者とみなすことができる旨を容認した。

オーストラリア連邦税務長官は、オーストラリア税法第255条、1953年税法管理法第260-5条又は類似の規定に基づき、発行会社に対して、いかなる相手方（本社債権者を含む。）に対する支払額からも、かかる相手方が支払うべきオーストラリアの税金に関する金額を控除するよう、要求する指示を行うことができる。

オーストラリア1997年所得税査定法には、一定の納税者に対し「金融」商品からの損益の報告を求め課税時期の規則（以下「TOFA規則」という。）が含まれている。本社債はTOFA規則上「金融商品」とみなされる。ただし、新規則は一定の納税者には適用されない。例として、個人、及び収益又は資産の各種基準値を満たすその他一定の事業体（老齢退職年金団体及び管理投資スキーム等）である本社債権者には、その「金融商品」のすべてにTOFA規則を適用することを選択しない限り、一般的には適用されない。TOFA規則は、利子源泉徴収税の課税に関する規定に影響を及ぼすものではない。特に、TOFA規則は、オーストラリア税法第128F条による免除を覆す方法では適用されない。

(3) 日本国の租税

以下は本社債に関する日本国の租税上の取扱いの概略を述べたにすぎず、本社債に投資しようとする投資家は、各投資家の状況に応じて、本社債に投資することによるリスクや本社債に投資することが適当か否かについて各自の会計・税務顧問に相談することが望ましい。

本社債に投資した場合の日本国における課税上の取扱いは、現在以下のとおりである。

本社債の利息は、現行法令の定めるところにより、一般に利子として課税される。日本国の居住者及び内国法人が支払いを受ける本社債の利息は、それが国外で支払われ租税特別措置法第3条の3第1項に定める支払いの取扱者（売出人を含む。）を通じて交付される場合には、同法第3条の3第6項に定める公共法人等、金融機関及び金融商品取引業者等を除いて国税と地方税の源泉所得税が課される。なお、源泉所得税額は、その利子につき外国税額が支払いの際に課されているときは、かかる外国税額がなければ交付されたであろう金額に基づいて計算し、その額から外国税額が控除される。日本国の居住者においては、当該源泉所得税の徴収により課税関係は終了する。内国法人においては、当該利息は課税所得に含められ法人税及び地方税の課税対象となる。ただし、当該法人は上記源泉所得税額を、一定の制限のもとで、法人税及び地方税から控除することができる。上記にかかわらず、日本国の居住者が2016年1月1日以後に支払を受ける本社債の利息は、申告分離課税の対象となる。

本社債の償還額が本社債の取得価額を超える場合の償還差益は、日本国の居住者の場合は、雑所得として取扱われ、総合課税（所得税及び地方税）の対象になる（所得税法第35条第1項、所得税基本通達35-1（3））。内国法人の場合は、当該償還差益は課税所得に含められ法人税及び地方税の課税対象となる。

本社債の償還額が本社債の取得価額を下回る場合の償還差損は、日本国の居住者の場合は、所得税法上はないものとみなされる。内国法人の場合は、当該償還差損は損金の額として法人税及び地方税の課税所得の額から控除される。上記にかかわらず、日本国の居住者が2016年1月1日以後に本社債の償還を受けた場合の償還差益は、申告分離課税の対象となる。

本社債の譲渡による損益については、日本国の居住者の場合、譲渡益は非課税とされ、譲渡損は所得税法上ないものとみなされる。内国法人の場合は、当該譲渡損益は課税所得に含められ法人税及び地方税の課税対象となる。上記にかかわらず、日本国の居住者が2016年1月1日以後に本社債を譲渡した場合には、その譲渡所得は申告分離課税の対象となる。

なお、2016年1月1日以後に申告分離課税の対象となる、本社債の利息、償還差損益、及び譲渡損益は、一定の条件で、他の社債や上場株式等の譲渡所得等と損益通算を行うことができる。

8. 通知

本社債権者に対する通知は、（i）ロンドンにおいて一般に刊行されている主要な日刊新聞（フィナンシャル・タイムズが予定されている。）に掲載されたとき、（ii）かかる掲載が実務上不可能な場合はヨーロッパにおいて一般に刊行されている主要な英文の日刊新聞に掲載されたとき、又は（iii）仮大券若しくは恒久大券により表章される本社債の場合はユーロクリア及び／又はクリアストリーム・ルクセンブルグに対して（それらの機関がそれらの記録に実質的な本社債権者として記載されている者に連絡するために）交付されたときに、有効になされたものとみなされる。かかる通知は、（a）最初の掲載日（複数の新聞への掲載が必要な場合には、必要なすべての新聞に掲載された最初の日）又は（b）ユーロクリア及び／又はクリアストリーム・ルクセンブルグに対する当該交付の日に有効になされたものとみ

なされる。利札の所持人は、本項に従い本社債権者に対してなされたすべての通知の内容について、あらゆる目的上、これを了知したものとみなされる。本項に基づく各通知の写しは、いかなる場合も、ユーロクリア及び／又はクリアストリーム・ルクセンブルグに交付されるものとする。

9. 消滅時効

発行会社に対する本社債の元利金の支払請求権は、それぞれの支払に関する関連日より、元金については10年以内、利息については5年以内に行使されない場合には、時効により消滅し無効となる。

10. 準拠法及び裁判管轄

- (1) 本社債、発行及び支払代理契約並びに約定捺印証書は、英国法に準拠し、これに従って解釈されるものとする。本社債、発行及び支払代理契約並びに約定捺印証書に起因、又は関連する一切の事項、請求又は紛争は、契約上のものか否かを問わず英国法に準拠し、これに従って決定されるものとする。
- (2) 本項の第4段落の規定に服するが、本社債に起因し、又はこれに関連して生ずる一切の紛争（以下「紛争」という。）の解決については、イングランド及びウェールズの裁判所が専属管轄権を有する。
- (3) 発行会社は、イングランド及びウェールズの裁判所が一切の紛争を解決する場所として最も適切で便宜であることに、またこれに対し異議を申立てないことに、合意する。
- (4) 本項の第2段落は、本社債権者のためのみの規定である。本項に定められる一切の規定は、すべての本社債権者が他の管轄権を有する裁判所において紛争に関わる法的手続（以下「法的手続」という。）を採ることを妨げるものではない。本社債権者は、法で許容される範囲内において複数の管轄裁判所において同時に法的手続を採れるものとする。
- (5) 発行会社は、発行会社が2006年英国会社法第34章に基づく登録を中止した場合はいつでも、一切の法的手続に関する発行会社の英国内における送達受領代理人として、ロンドンに登記上の住所を有する者を指名することに同意する。

11. その他

(1) 代り券の発行

本社債券又は利札が紛失、盗失、毀損、汚損又は滅失した場合には、適用ある一切の法律に従い、請求者が当該代替に関して生じた費用を支払ったときに、発行会社及び代替代理人（下記に定義する。）が要求する証拠、担保及び補償その他に関する条件の下で、財務代理人の所定の事務所（以下「代替代理人」という。）において代り券を発行することができる。毀損又は汚損した本社債券及び利札は、代り券が交付される前に引渡されなければならない。

(2) 追加発行

発行会社は、本社債権者又は利札の所持人の同意を得ることなく、本社債とともにひとつのシリーズを構成するように、本社債とすべての点（又は初回の利払（もしあれば）及び／若しくは券種若しくは発行価格以外のすべての点）において同一の要項を有する証書、社債又はディベンチャーを随時成立させ、又は発行することができる。

(3) 発行会社の代替

発行会社は、発行会社及び代替債務者（下記に定義する。）が上記「8. 通知」に従って通知をなすことにより、本社債に関して、本社債権者又は利札の所持人の同意を得ることなく、全世界のいずれかの国において設立された他の会社（以下「代替債務者」という。）と、本社債並びに発行及び支払代理契約に関する債務者としての地位を交代することができる。ただし、以下のすべての事項を満たすことをその条件とする。

- (i) 発行会社が本社債に基づき支払われるべきいずれの金額についても支払を怠っていないこと。
- (ii) 発行会社及び代替債務者が、代替が効力を生ずるために必要な文書（以下「関係文書」という。）を取り交わしており、かつ、関係文書の中で、代替債務者が、各本社債権者のために、発行会社（又は本項に基づくすべての前代替者）に代わる本社債の債務者として本社債の要項並びに発行及び支払代理契約及び約定捺印証書の規定に拘束されることを約束していること。
- (iii) 代替債務者が当該代替前の発行会社の税務上の居住地（以下「旧居住地」という。）以外の法域（以下「新居住地」という。）の居住者である場合には、各本社債権者が上記「7. 課税上の取扱い－(1)グロスアップ条項」の規定に相当する条項（必要に応じて「旧居住地」を「新居住地」と読み替える。）上の利益を享受し、代替債務者が上記「2. 償還及び買入れ－(b)税制変更による繰上償還」の規定に相当する条項（必要に応じて「旧居住地」を「新居住地」と読み替える。）上の権利を享受するために必要な約束その他の規定が関係文書に含まれていること。
- (iv) 発行会社が、未償還の本社債に関する代替債務者の債務を保証すること。
- (v) 代替債務者及び発行会社が、当該代替、代替債務者による関係文書上の債務の履行及び上記の発行会社の保証債務のうち関係文書上の代替債務者の債務に関するものの履行のために必要な政府の承認及び同意を取得していること。
- (vi) （適用ある場合）代替債務者が、本社債及び利札に起因するか又はそれらに関する訴状の送達を当該代替債務者を代理して受領するために、英国内にその代理人として送達受領代理人を指名していること。

かかる代替により、代替債務者は、あたかも代替債務者が本来の発行会社であったのと同様に、発行会社を承継し、発行会社と交代し、本社債並びに発行及び支払代理契約に基づく発行会社のすべての権利及び権限を行使することができ、発行会社は、本社債並びに発行及び支払代理契約に基づく義務から免責される。

本項第(3)号の第1段落に従った代替の後、代替債務者は、本社債権者又は利札の所持人の同意を得ることなく、さらに代替を行うことができる。本項第(3)号の第1段落及び第2段落のすべての規定が準用され、本社債の要項中の発行会社は、（文脈により必要な場合には）当該後継代替債務者と読み替えられるか又はそれを含むものとする。

本項第(3)号の第1段落又は第3段落に従った代替の後、代替債務者は、本社債権者及び利札の所持人の同意を得ることなく、本項第(3)号の第1段落又は第3段落に準じてかかる代替を取消することができる。

関係文書は、財務代理人に送付され、財務代理人により保管される。関係文書の写しについては、これを支払代理人の所定の事務所において無料で入手することができる。

(4) 発行及び支払代理契約

本社債は、社債発行プログラム並びに発行会社、ザ・バンク・オブ・ニューヨーク・メロン（財務代理人）及び当該契約中に記載の他の当事者との間の2013年11月15日付修正再規定発行及び支払代理契約（以下「発行及び支払代理契約」という。）に基づいて発行される。

(5) 社債券の様式

本社債は当初仮大券により表章されるものとし、仮大券はその発行日までにユーロクリア・バンク・エス・エー/エヌ・ブイ（以下「ユーロクリア」という。）又はクリアストリーム・バンキング・ソシエテ・アノニム・ルクセンブルグ（以下「クリアストリーム・ルクセンブルグ」という。）の預託機関又は共通預託機関に預託される。仮大券は、仮大券の発行日から40日を経過した後に、アメリカ合衆国財務省規制により要求される実質所有者が合衆国人でないことの証明書（大要仮大券に規定される様式又は当該決済システムにより、かかる状況において通常発行されるその他の様式による。）の受領を条件として、これを恒久大券と交換することができる。恒久大券は、当該恒久大券の所持人の選択により、次のいずれかの場合に限り、発行会社によってその全部（一部は不可）が本社債の確定社債券と交換される。

- (a) 本社債のいずれかについて、債務不履行事由が生じた場合。
- (b) ユーロクリア又はクリアストリーム・ルクセンブルグが、（公的な休日による場合を除き）14日間継続して営業を停止し、又は廃業する旨を宣言し若しくは実際に廃業した場合。

(6) 支払代理人及び計算代理人

本社債に関する当初の支払代理人及び計算代理人それぞれの当初の所定の事務所は、以下のとおりである。

支払代理人： ザ・バンク・オブ・ニューヨーク・メロン

(The Bank of New York Mellon)

英国ロンドン市 E14 5AL ワン・カナダ・スクエア

(One Canada Square London E14 5AL United Kingdom)

ザ・バンク・オブ・ニューヨーク・メロン・ルクセンブルグ・エス・エー

(The Bank of New York Mellon (Luxembourg) S.A.)

ルクセンブルグ、セニングベルグ L-1736、ホーヘンホフ 1A、アエロゴルフ・センター

(Aerogolf Centre, 1A Hoehenhof, L-1736 Senningberg Luxembourg)

計算代理人： ザ・バンク・オブ・ニューヨーク・メロン

(The Bank of New York Mellon)

英国ロンドン市 E14 5AL ワン・カナダ・スクエア

(One Canada Square London E14 5AL United Kingdom)

「所定の事務所」とは、上記に記載された事務所若しくは支払代理人又は計算代理人の指名において指定される事務所、又は支払代理人若しくは計算代理人が発行会社に対する通知により指定することのできる同一地区若しくは都市のその他の事務所を意味し、ニュージーランド国外に所在するものとする。

発行会社は、支払代理人（財務代理人を含む。）又は計算代理人の指名の変更又は終了及び追加の支払代理人若しくは計算代理人又はその他の支払代理人若しくは計算代理人の指名を随時行う権利を有する。ただし、以下の者を常置することを条件とする。

- (i) 財務代理人
- (ii) ヨーロッパ大陸の都市に所定の事務所を有する支払代理人（財務代理人でもよい。）
- (iii) 本項第4段落に記載する場合は、ニューヨークに所定の事務所を有する支払代理人
- (iv) 計算代理人
- (v) 欧州連合理事会指令2003/48/EC若しくは2000年11月26日及び27日の貯蓄所得課税に関する経済・財務相理事会の結論を施行する他の指令、又はかかる指令を施行し、かかる指令に準拠し、若しくはかかる指令を遵守するために導入された法律、又は欧州連合加盟国と(a)その他の国若しくは(b)欧州連合加盟国と関連するか、属するか若しくは関係する領域との間で締結され、かかる指令と同等若しくは同内容の規定を有する取決めに従って源泉徴収又は控除されることを義務付けられることのない支払代理人（疑義を避けるために言えば、上記(ii)の支払代理人でもよい。）

支払代理人及び計算代理人は、それぞれの所定の事務所を同一の都市内の他の所定の事務所に随時変更する権利を有する。支払代理人又は計算代理人若しくはそれらの所定の事務所の一切の変更に関する本社債権者又は利札の所持人への通知は、発行会社により、上記「8. 通知」に従ってすみやかに行われる。

本社債の元金及び利息の支払は、以下に述べる場合には、ニューヨーク内の支払代理人の所定の事務所において行われることがある。すなわち、(i) 発行会社が、当該支払代理人が本社債の利息の全額の支払を米ドルにより行うことができるとの合理的な見込みに基づき、アメリカ合衆国外に支払代理人を指名し、(ii) かかるすべての支払代理人の事務所における利息の全額の支払が、米ドル建ての利息の全額の支払又は受領についての外国為替規制その他これに類似する規制により違法とされ又は実質的に禁止されており、かつ(iii) 適用あるアメリカ合衆国の法律上かかる支払が許容されている場合である。

支払代理人及び計算代理人は、発行会社の代理人としてのみ行為し、発行及び支払代理契約又は支払代理人の指名に関して締結されたその他の契約に定める場合を除き、本社債権者又は利札の所持人に対して義務を負わず、本社債権者又は利札の所持人と代理又は信託関係を持たない。支払代理人及び計算代理人は、発行及び支払代理契約又は支払代理人の指名に関して締結されたか若しくは当該契約に付随するその他の契約によって明示的に課された義務又は債務の履行についてのみ責任を負う。

(7) 通貨補償

本社債に関して発行会社により支払われるべき金額（損害を含む。）の計算及び支払は、本社債の表示通貨（以下「約定通貨」という。）のみによって行われる。本社債権者又は利札の所持人に対して発行会社から当該約定通貨により支払われるべき旨が明示された一切の金額に関し、本社債権者又は利札の所持人が発行会社から、かかる金額の支払に適用される約定通貨以外の通貨によって受領又は回収し

た金額は、(いずれかの法域の裁判所の判決若しくは命令又はその執行の結果であるか否かを問わず)当該本社債権者又は利札の所持人が当該受領又は回収の日(当該受領又は回収の日に購入することが実務上不可能な場合には、かかる購入が実務上可能となった最初の日)において当該受領又は回収した金額をもって購入することができた約定通貨額の限度でのみ発行会社の義務の履行となる。そのように購入した金額が、当該本社債権者及び利札の所持人に対して支払われるべき旨が明示された約定通貨額を下回る場合には、発行会社は当該本社債権者又は利札の所持人に対して当該本社債権者又は利札の所持人が蒙った損失を補償するものとする。発行会社は、いかなる場合も、各本社債権者又は利札の所持人に対してかかる購入のために要した合理的な範囲の費用を補償するものとする。これらの補償は、発行会社の他の債務から独立した別個の債務であり、別個独立の請求原因となり、本社債権者又は利札の所持人が支払を猶予したか否かを問わず適用され、あらゆる判決、命令、請求又は本社債若しくは利札若しくは判決若しくは命令に関する支払金額が確定していることについての証明にかかわらず完全に有効に存続する。上記の一切の損失は、当該本社債権者又は利札の所持人が蒙った損失であるとみなされ、発行会社により実際の損失に関する証明を要求されることはない。

(8) 本社債に関する一定のリスク要因

法の変更

本社債の要項は、社債発行プログラムについての基本目論見書の日付において有効な英国法に準拠する。その日付後に可能性のある裁判又は英国法若しくは行政慣行の変更が与える影響については何の保証もない。

流通市場一般について

本社債は発行時において確立された取引市場を持たず、将来も確立されないと思われる。市場が発達しても、流動性に欠けるおそれがある。従って、投資家は容易に本社債を転売することができず、発達した流通市場を持つ類似の投資と同様の利回りを得ることのできる価格で転売することもできない可能性がある。とりわけ、これは、本社債が金利、通貨若しくは市場リスクに非常に敏感である場合、本社債が特定の投資目的若しくは戦略のために設計されている場合、又は本社債が限られた種類の投資家の投資要求に合致するように構築されている場合に、当てはまる。そのような社債の場合には、通常の本社債よりも、一般に流通市場はより限られ、価格変動性が大きくなる。流動性の欠如は、本社債の市場価値に著しい悪影響を与える。

為替レートリスクと為替管理

発行会社は本社債の元利金を米ドル(米ドル建社債の場合)又は豪ドル(豪ドル建社債の場合)で支払う。このため、投資家の財務活動が主として米ドル(米ドル建社債の場合)又は豪ドル(豪ドル建社債の場合)以外の通貨(以下「投資家通貨」という。)で評価される場合には、通貨の交換に関するリスクをもたらす。かかるリスクには、為替レートが大きく変動するリスク(米ドル(米ドル建社債の場合)又は豪ドル(豪ドル建社債の場合)の切下げや投資家通貨の切上げを含む。)、及び投資家通貨に管轄権を持つ当局が為替管理を課したり変更するリスクを含んでいる。米ドル(米ドル建社債の場合)又は豪ドル(豪ドル建社債の場合)に対して投資家通貨の価値が上昇した場合、本社債の投資家通貨での利回り、本社債に支払われる元本の投資家通貨での価値、及び本社債の投資家通貨での市場価値は減少する。

本社債の税金を理由とした償還

発行会社は、本社債の支払について税金を源泉徴収又は控除することに関して追加額が必要となったか又は将来必要となる場合、一定の条件が満たされれば、残存する本社債を償還することができる。

<上記の社債以外の社債に関する情報>

第1 募集要項

該当事項なし。

第2 売出要項

以下に記載するもの以外については、有価証券を売出しにより取得させるに当たり、その都度「訂正発行登録書」又は「発行登録追補書類」に記載します。

1 売出有価証券

売出社債（短期社債を除く。）

未定。

2 売出しの条件

未定。

第二部 参照情報

第1 参照書類

会社の概況及び事業の概況等法第5条第1項第2号に掲げる事項については、以下に掲げる書類を参照すること。

- 1 有価証券報告書及びその添付書類
事業年度（2013年度）（自 平成24年10月1日 至 平成25年9月30日）
平成25年12月19日関東財務局長に提出
- 2 四半期報告書又は半期報告書
該当事項なし。
- 3 臨時報告書
該当事項なし。
- 4 訂正報告書
該当事項なし。

第2 参照書類の補完情報

上記に掲げた参照書類としての有価証券報告書の「事業等のリスク」に記載された事項について、当該有価証券報告書の提出日以後、本訂正発行登録書提出日までの間において重大な変更その他の事由はない。

また、当該有価証券報告書には将来に関する事項が記載されているが、本訂正発行登録書提出日現在、当該事項に係る発行会社の判断に変更はない。

第3 参照書類を縦覧に供している場所

該当事項なし。

第三部 保証会社等の情報

該当事項なし。

発行登録書の提出者が金融商品取引法第5条第4項各号に掲げる要件を満たしていることを示す書面

会 社 名 ウエストパック・バンキング・コーポレーション
(ABN 33 007 457 141)

代表者の役職氏名 グループ財務部長 カート・ズーバー

- 1 当行は1年間継続して有価証券報告書を提出している。
- 2 当行は、本邦において発行登録書の提出日（平成25年2月6日）以前5年間にその募集又は売出しに係る有価証券届出書又は発行登録追補書類を提出することにより発行し、又は交付された社債券の券面総額又は振替社債の総額が100億円以上である。

(参考)

(平成24年3月9日（発行日）の募集)

ウエストパック・バンキング・コーポレーション第9回円貨社債(2012)

券面総額又は振替社債の総額 1,000億円

事業内容の概要および主要な経営指標等の推移

1. 事業内容の概要

ウエストパック・バンキング・コーポレーション（「当行」）は、オーストラリアにおいては4大銀行組織の一つであり、ニュージーランドにおいても最大手の銀行組織の一つである。当行は、これらの市場において、消費者向け銀行業務、企業向け銀行業務及び機関投資家向け銀行業務、並びに資産管理サービス等の幅広い銀行・金融サービスを提供している。

当行は、オーストラリア、ニュージーランド及び太平洋地域の全域に支店、関連会社及び連結会社を有し、世界の重要な金融センターの数箇所に支店及び事務所を有している。

2013年9月30日現在、当行の時価総額は1,018億豪ドル¹であり、資産合計は、6,966億豪ドルであった。2013年度中、当行の事業は、3つの主要な顧客対面型事業部門から構成されていた。

・以下の業務を含む、オーストラリア金融サービス部門（AFS）

-ウエストパック消費者向け及び企業向け銀行業務

-セント・ジョージ・バンキング・グループ

-BTファイナンシャル・グループ（オーストラリア）

・ウエストパック・インスティテューショナル・バンク

・ウエストパック・ニュージーランド

当行グループのその他の部門には、ウエストパック・パシフィック、グループ・サービス部門、財務部門、コア・サポート部門及びグループ項目部門が含まれている。

これらの事業の詳細については、以下の記載を参照のこと。

i. オーストラリア金融サービス（「AFS」）部門

AFS部門は、当行グループのオーストラリアにおける消費者向け銀行業務、企業向け銀行業務、及び資産管理業務に責任を負う。同部門には、ウエストパック消費者向け及び企業向け銀行業務（「ウエストパックRBB」）、セント・ジョージ・バンキング・グループ（「セント・ジョージ」）及びBTファイナンシャル・グループ（オーストラリア）（「BTFG」）の事業が含まれている。AFSは、オーストラリア銀行事業の商品及びリスクに関する責任も負う。

a. ウエストパックRBB

ウエストパックRBBは、「ウエストパック」のブランドの下、オーストラリアにおける当行の消費者顧客、中小企業顧客、並びに商業及び農業関連産業顧客（通常、取扱金額が100百万豪ドルまでのものをいう。）向けの販売及びサービスを担う。業務は、キャッシュ・フロー、金融市場及び資産管理の専門家、カスタマー・サービス・センター、ATM並びにインターネット及びモバイルの通信網の力を

¹ 2013年9月30日現在の、オーストラリア証券取引所における当行の普通株式の株価終値に基づいている。

借りながら、ウエストバックRBBの支店ネットワーク、ビジネス・バンキング・センター及び専門の消費者・企業顧客関係担当マネジャーを通じて行われている。

b. セント・ジョージ

セント・ジョージは、「セント・ジョージ」、「バンクSA」、「バンク・オブ・メルボルン」及び「RAMS」のブランドの下、オーストラリアにおける消費者顧客、企業顧客及び法人顧客に対する販売及びサービスを担う。RAMSは、抵当権付住宅ローン及びオンライン預金を専門に扱う金融サービス・グループである。

消費者向け業務は、支店ネットワーク、第三者販売業者、コール・センター、ATM、EFTPOSターミナル及びインターネット・バンキング・サービスを通じて行われる。

企業顧客及び法人顧客（通常、最大で150百万豪ドルの融資枠を有するものをいう。）には、キャッシュ・フロー・ファイナンス、貿易金融、自動車及び設備金融、不動産金融、取引型バンキング及び金融サービスに関する専門家の助言を含む、幅広い銀行商品・サービス及び金融商品・サービスが提供される。企業顧客及び法人顧客に対する販売及びサービス業務は、顧客関係担当マネジャーにより、ビジネス・バンキング・センター、インターネット及びカスタマー・サービス・センターを通じて行われる。

c. BTFG

BTFGは、当行のオーストラリアにおける資産管理部門である。

BTFGのファンド管理業務には、投資商品、退職年金商品及び退職商品、ラップやマスター・トラストといった投資のプラットフォーム、プライベート・バンキング及びファイナンシャル・プランニング並びにマージン・レンディング及び仲介商品の組成及び販売が含まれる。BTFGの保険ソリューションは、生命保険、損害保険並びに抵当権付住宅ローン貸付保険の組成及び販売をその対象とする。

BTFGのブランドには、アドバンス・アセット・マネジメント、アスカロン、アスガード、BT、BTインベストメント・マネジメント・リミテッド（BTIM）（当行グループがその62.1パーセントを所有し、BTFGのファンド管理業務に連結されている。）、ライセンス・セレクト、BTセレクト、セキュリター、並びにバンク・オブ・メルボルン、バンクSA、セント・ジョージ及びウエストバックによる助言業務、プライベート・バンキング業務及び保険業務が含まれる。

ii. ウエストバック・インスティテューショナル・バンク（「WIB」）

WIBは、オーストラリア及びニュージーランドと関係のある商業顧客、法人顧客、機関投資家顧客及び政府顧客に対し、幅広い金融サービスを提供している。

WIBの業務は、取引型バンキング、金融市場及び借入資本市場、特別資本、及びオルタナティブ投資ソリューションに関する専門知識を有する、業界関係及び専門家向け商品の専門チームを通じて行われている。

顧客は、オーストラリア、ニュージーランド、アジア、米国、及び英国の支店及び子会社を通じて支援を受けている。

iii. ウェストパック・ニュージーランド

ウェストパック・ニュージーランドは、ニュージーランドの消費者顧客、企業顧客及び機関投資家顧客に対する、銀行商品、資産管理商品及び保険商品の販売及びサービスを担う。当行は、そのニュージーランドの銀行事業をニュージーランドにおける2つの銀行、すなわちニュージーランドにおいて設立されたウェストパック・ニュージーランド・リミテッド及びオーストラリアにおいて設立された当行の支店であるウェストパック・バンキング・コーポレーション（ニュージーランド部門）を通じて行っている。

当該部門は、北島・南島の両島において広範な支店及びATMのネットワークを通じて運営されている。企業顧客及び機関投資家顧客は、顧客関係チーム及び専門家向け商品チームによるサービスの提供も受ける。銀行商品が「ウェストパック」及び「WIB」のブランドの下で提供されている一方、保険商品及び資産管理商品は、それぞれ「ウェストパック・ライフ」と「BT」のブランドの下で提供されている。

iv. その他の部門

その他の部門は、以下から成る。

ウェストパック・パシフィック

ウェストパック・パシフィックは、7つの太平洋島嶼国において消費者顧客及び企業顧客向けの銀行サービスを提供する。フィジー、パプア・ニューギニア（PNG）、バヌアツ、クック諸島、トンガ、ソロモン諸島及びサモアにおける当行の事業は、支店、ATM、テレフォン・バンキング及びインターネット・バンキング網を用いて実施されている。ウェストパック・パシフィックの金融商品は、個人貯蓄、企業向け決済口座、個人貸付商品及び事業貸付商品、企業向けサービス、並びに様々な国際商品を含む。

グループ・サービス部門

グループ・サービス部門には、テクノロジー、銀行業務、コンプライアンス、法務及び不動産に係るサービスが含まれる。

財務部門

財務部門は、当行グループの資産及び負債のミスマッチを管理することにより、主に当行グループの金利リスク及び資金需要の管理に重点を置く。財務部門の利益は主として、純利息収益の成果を管理し、純利息収益の増加を促すことを目的として、当行グループのために下されたヘッジに関する決定の影響を受ける。

コア・サポート部門

コア・サポート部門には、財務、リスク及び人事等の中央で行われている機能が含まれる。

² 費用は、当行グループのその他の事業（とりわけAFS及びWIB）に割り当てられる。

グループ項目部門

グループ項目部門には、その他の部門には割り当てられない資本に係る収益、当行の事業セグメントの業績の提示を円滑化するグループ内取引の会計項目、非中核資産の売却益、及び中央で調達される引当金等のその他特定の本店関連項目が含まれる。

2. 主要な経営指標等の推移

下表は、オーストラリアの会計基準（A-IFRS）に準拠して作成された、最近5会計年度に係る主要な経営指標等の推移を示したものである。¹

| 9月30日に終了した年度 | 2013年 | 2012年 | 2011年 | 2010年 | 2009年 |
|--|---------|---------|---------|---------|---------|
| 純業務収益 (業務費用及び減損費用控除前) (百万豪ドル) | 18,639 | 17,983 | 16,913 | 16,910 | 16,505 |
| 税引前利益 (百万豪ドル) | 9,865 | 8,862 | 8,514 | 8,038 | 6,096 |
| ウェストバック・バンキング・ コーポレーション所有者に帰属す る当期純利益 (百万豪ドル) ² | 6,816 | 5,970 | 6,991 | 6,346 | 3,446 |
| 株主持分及び非支配持分合計 (百万豪ドル) | 47,481 | 46,219 | 43,808 | 40,118 | 36,571 |
| 全額払込済普通株式数 (百万株) | 3,109 | 3,080 | 3,030 | 2,989 | 2,941 |
| 純資産額 (百万豪ドル) | 47,481 | 46,219 | 43,808 | 40,118 | 36,571 |
| 資産合計 (百万豪ドル) | 696,603 | 674,965 | 670,228 | 618,277 | 589,587 |
| 普通株等Tier 1 資本比率 (%) ³ | 9.1 | 8.2 | 該当なし | 該当なし | 該当なし |
| Tier 1 比率 (%) ⁴ | 10.7 | 10.3 | 9.7 | 9.1 | 8.1 |
| 自己資本比率 (%) ⁴ | 12.3 | 11.7 | 11.0 | 11.0 | 10.8 |
| 普通株式1株当たり配当金 (豪セント) ⁵ | 174.0 | 166.0 | 156.0 | 139.0 | 116.0 |
| 普通株式1株当たり中間配当金 (豪セント)(普通株式1株当たり配 当金に含まれる) | 86.0 | 82.0 | 76.0 | 65.0 | 56.0 |
| 普通株式1株当たり特別配当金 (豪セント) ⁵ | 20.0 | - | - | - | - |
| 基本的1株当たり利益 (豪セント) | 220.4 | 195.8 | 233.0 | 214.2 | 125.3 |
| 希薄化後1株当たり利益 (豪セント) ⁶ | 215.5 | 190.5 | 223.6 | 207.1 | 123.2 |
| 配当性向 (%) ⁷ | 78.9 | 84.8 | 67.0 | 64.9 | 92.6 |
| フルタイム相当従業員の数 (会計年度末現在)(人) ⁸ | 33,045 | 33,418 | 33,898 | 35,055 | 34,189 |

1 会計上の分類が変更された場合、又は会計方針の変更が遡及的に適用された場合、数値が変更され、従前に報告された実績と異なることがある。

2 法人税等及び非支配持分控除後。

3 オーストラリアにおいて、バーゼルⅢは、2013年1月1日に発効した。2012年度の資本比率は、バーゼルⅢに基づく試算値に基づいて表示されている。その他の年度については、比較数値は表示していない。詳細については、2013年9月30日に終了した年度にかかる有価証券報告書の第一部 第6 1「財務書類」に対する注記30を参照のこと。

4 オーストラリアにおいて、バーゼルⅢは、2013年1月1日に発効した。比較数値は、バーゼルⅡに基づき表示されている。詳細については、2013年9月30日に終了した年度にかかる有価証券報告書の第一部 第6 1「財務書類」に対する注記30を参照のこと。

5 配当は、全額課税済みである。

6 全額払い込み済みの普通株式の加重平均株式数が、対価なしに発行される希薄化効果のある潜在的普通株式の転換により調整され、希薄化効果のある潜在的普通株式の配当に関する利益が調整された後の、基本的1株当たり利益に基づき算出されている。

7 普通株式1株当たり配当金を、基本的普通株式1株当たり利益で除して算出されている。特別配当金を除く。

8 フルタイム相当従業員の数には、常勤及び日割パートタイム社員が含まれるが、無給休暇（無給の育児休暇等）中の社員、臨時社員及び契約社員は含まれない。